

SEPCAMの職員の報酬は、県庁の予算で賄われる。 特定の計画やプログラムに従事する職員の報酬は、その計画やプログラムの契約書又は協定書に従って支払われるが、県庁は、その支払いを經常支出予算の枠内に納めなければならない。 中央政府の管下にある幹線道路網、又は地方自治体政府の管下にある農村道路網の維持管理や建設に関して、SEPCAMがこれらの機関と協定や契約を結び人員を投入する場合、その人件費は、契約額の中から賄わなければならない。 県庁又は地方自治体政府のレベルで行われる投資案件の協定は、協定を望む機関の管理能力や財務能力に従い、且つ公共投資システム基準にもとづいて締結されなければならない。

SEPCAMの財源は、①国庫が国家道路網システム（政令第 25134号）や行政地方分権化法に従って、県庁を通じてSEPCAMに割り当てる予算、②道路公団又は地方自治体政府に対する機材賃貸の収入、及び、③県道その他で徴収する通行料金で成り立っている。 この他に、国内外から融資又は協力資金を導入することもできるが、その場合は、国家予算法や他の現行法規類に従っていないなければならない。

II-3-1-4 Servicio Departamental de Gestion Social (SEDEGES 社会管理業務局)

県内の社会管理部門を技術的に担当し調整する県庁の分離機関であり、機能的には社会開発局長に服従する。 社会管理業務局（以後、SEDEGES と略称する）は、行政地方分権化法第1654号、大衆参加法第1551号、大衆参加修正法第1702号、児童福祉法第1403号、地方自治体組織法第 696号、行政権組織法第1788号と夫々の細則、及び県庁組織令（政令第 25060号）の規定に従って活動を展開する。 具体的には下記の任務や組織構造を有する。

主な任務

- ① 女性・世代・家族問題や社会サービス業務について定める政策や規準を履行し、履行させる。
- ② 地方自治体政府、社会管理管区や各地方の計画に基づき、且つこれらの組織の参加を得た協調的な県内社会管理プランを作成する。
- ③ 管轄領域内の地方的なプログラムを企画、基準、実施する。
- ④ Ninos de la calle y en la calle（街路放浪児）の問題を解決するための計画や行動を促す。

- ⑤ 家族問題に関する法的な業務を調整すると共に、虐待されている児童、青少年、女性や老人を精神的に保護する。
- ⑥ 家族、児童や老人の権利が効力を保ち、尊重されるように監視する。
- ⑦ 女性、老人、児童や青少年を保護する現行法規類に従って、彼等を社会・法律的に保護する活動を調整する。
- ⑧ 男女の差別なく平等な機会を与える目的で、女性の権利を尊重させるための企画プロセスに女性の参加を促すと共に、女性の問題と性の平等に焦点を当てた社会開発計画やプログラムを県内で促進する。
- ⑨ 女性、児童や老人に肉体的又は精神的に害を及ぼす状態や行動を予防すると共に、事件が具体的に発生した場合は、本部門に関係している公共機関や民間組織と、その対策について調整する。
- ⑩ 要請を受けた場合は、社会心理学的及び社会生理学的な調査を行う。
- ⑪ 国内又は国際的に行われる養子縁組の手続きを調整すると共に、養子縁組に関する調査や追跡を行う。
- ⑫ 児童・青少年保護局や他の司法関係機関と、被害者又は加害者の立場にある児童の弁護を調整する。
- ⑬ 高齢者多目的活動センターの設立を奨励する。
- ⑭ 青少年育成娯楽センターの設立を奨励し、その活動を調整する。
- ⑮ 児童労働者や青少年労働者が引き続き教育を受けられるようにする。
- ⑯ 女性・高齢者・家族問題や社会管理を対象にした計画やプログラムを実施すべく、その活動を促進する。
- ⑰ 主として、政府の正規の組織や機構には制度的に編入されていない社会層に被益する福祉計画やプログラムを促進する。
- ⑱ 県内で社会管理業務を提供している公共機関や民間組織を登録し、認可する。
- ⑲ 社会管理の業務を効果的に達成するためのその他の権限を行使する。

組織構造

本部組織	主管者	: SEDEGES 技術局長
	監査	: 内部監査室
	技術・実務	: 女性・世代・社会サービス業務室
		: 社会・家族福祉室
		: 特別調整室

(註)

	補佐	: 財務・総務室 : 法務室
分権組織		: 各計画やプログラムの技術班

SEDEGES 技術局長

SEDEGES 技術局長は、県内に於ける本局の活動を指揮する、関係各機関と調整し合意する機能や手段を定める、及び県庁や中央政府の上級当局と本局の連携を保つ責任者であり、県令をもって県知事が任命し、機能的には社会開発局長に服従する。下記の権限や責務を有する。

- a. SEDEGES を法的に代表する。
- b. SEDEGES の技術・行政的な全ての活動を指揮する。
- c. SEDEGES の権限や任務に関する法規類を履行し、履行させる。
- d. 社会的な予防、防衛や開発に関する社会管理面について策定された政策、計画やプログラムを、県内で適用し実施する。
- e. 管轄部門に関する行政決裁令を発布する。 管轄部門に関する条例案を社会開発局長を通じて、県知事に提案する。
- f. 管轄部門の問題について知り、それを解決する。
- g. SEDEGES の年度業務計画 (POA)を作成し確立する。
- h. SEDEGES の予算を県庁の予算に組み込むために、予算案を作成する。
- i. 年度業務報告書を県知事に提出する。
- j. 人事管理システムに従って SEDEGESの職員の任命又は人事交替を行う。
- k. 県内の社会管理業務を開発し強化するために、他の機関や部署と調整する。
- l. SEDEGES の目的を達成するために、与えられている全ての権限を行使する。

その他事項

県庁の元社会管理局が管理していた Ex-ONAMFA (元女性・児童・家族局) の資産、資金や職員をベースにして設立された SEDEGESの運営は、政府管理監督法第1178号に定める管理・監督システム基準に従って行われる。

SEDEGESの運営は、県庁に配属されていた特に Ex-ONAMFA (元女性・児童・家族局) の職員を吸収して組織されていることより、職員を定員以上に採用して公務員の数

や人件費予算を増やしてはならない。 SEDEGES の職員の報酬は、県庁の予算で賄われる。 外国の融資又は中央政府の資金で実施される特定の計画やプログラムに従事する職員の報酬は、その計画やプログラム自体又は中央政府が賄うことになっている。 県又は地方自治体のレベルで行われる公共投資計画やプログラムに関する協定は、協定を望む機関の管理能力や財務能力と公共投資システム基準に従って行わなければならない。

SEDEGES の主な財源は、①国庫が県庁を通じて割り当てる予算、②有償の用紙類の販売やその他による自己収入金で構成されている。 国庫が県庁の勘定で SEDEGES に割り当てる資金は、国家予算法に明記された予算項目だけに使用されなければならない。 この他に、SEDEGES は、その業務を適切に履行するための融資や資金協力を国内外に求めることもできるが、融資や協力資金の導入は、国の現行法規類に従って行わなければならない。

II-3-1-5 Servicio Departamental Agropecuario (SEDAG : 農業畜産業務局)

農業畜産業務局（以後、SEDAG と略称する）は、県内の農業畜産部門の開発を調整し促進する県庁の分離機関であり、機能的には本局の規範、目的や業務成果を監督する県庁の生産開発局長の管下にある。 SEDAG は、行政権組織法第1788号で農業部門の筆頭機関（農牧業・農村開発省）に与えられた権限や責務、環境法第1333号、林業法第1700号と夫々の細則、農牧業・農村開発省と持続開発・企画省の役割を区別する政令第 24895号、国家農業政策審議委員会の設立とその役割を定める政令第 24848 号に従って、業務を展開する。

主な任務

SEDEG は、国や県の特定のシステム、計画やプログラムを通じて、管轄領域内で行われている農業畜産、農村開発、再生可能自然資源の開発、代替作物の開発などの活動を奨励、監督、調整及び支援し、県内の農村住民の生活水準を改善するために、県内の農業畜産や林業の生産と生産性を向上させる目的で、主に下記の任務を遂行する。

- ① 農牧業・農村開発省が定める国家政策や基準を、県内で履行し且つ履行させる。

- ② 農業、畜産、林業、漁業及び水産業の生産、これらの分野の技術の研究と移転、農村の貧困の軽減を目指した活動、食糧安全の確保、農村企業の設営、一次産物の付加価値増、動植物衛生制度の適用、灌漑システムと保証種子の利用、営業資金の融資、流通システムの整備、農業畜産生産団体の関係強化と交流、国内市場と国内流通システムの開発などに関する計画やプログラムと調整しつつ、これらの分野の開発を県内で奨励し、支援する。
- ③ 土地の合理的な利用、林業資源、水産資源及び森林資源の工業利用、及び代替作物の開発などに関する国の計画やプログラムと調整しつつ、県内でその開発政策を適用すべく奨励する。
- ④ 担当部署が、国の基準に従って発行する動植物・魚類衛生保証書の合法性を監視し、監督する。
- ⑤ 県庁の他の部署と農業畜産部門の問題に関する対策を調整する。
- ⑥ 県内各郡の農業畜産計画やプログラムの企画や実施に関して、各郡の郡長と調整する。

組織構造

本部組織	主管者	: SEDAG 技術局長
	技術・実務	: 生産奨励室
		: 調整・監督室
分権組織		: 各計画やプログラムの技術班

総務、財務、法務や内部監査を担当する人的資源や資金を備えることができない場合、それらの業務は県庁が担当する。更に、県の農業畜産、林業や水産業分野の特定計画やプログラムに従って、分権化された技術班を組織することができる。

SEDAG 技術局長

県令をもって県知事が任命する本局の技術局長は、農業畜産専門の学士であり、本部門について豊富な経験を持つ者でなければならない。本技術局長は、下記の権限や責務を有する。

- a. SEDAG を法的に代表する。
- b. SEDAG の技術・行政的な全ての活動を指揮する。

- c. 管轄部門の問題について知り、それを解決する。
- d. 管轄部門の問題を解決するための行政決裁令を発する。
- e. SEDAG の年度業務報告書を県知事に提出する。
- f. SEDAG の管下にある人的資源や資産を管理する。
- g. SEDAG に与えられている権限や任務を適切に履行するよう監視する。
- h. 県内で実施されている計画やプログラム、農牧業・農村開発省の担当部署、合法的に認知されている市民社会団体と SEDAG の関係を常に調整する機構や手段を定める。
- i. 県内農業畜産部門の優先案件と県内で実施されている計画やプログラムの活動状況を考慮しつつ、SEDAG の年度業務計画書 (POA) を作成する。
- j. SEDAG の年度予算案を作成し、県知事に提出する。
- k. 県庁が実施している計画やプログラムの修正、変更や拡張などを県知事に提案し、調整する。
- l. 県庁が実施している計画やプログラムに従事している技術班の業務状態を追跡し、評価する。
- m. 政府管理監督法第1178号に定める人事管理システムに従って、SEDAG の技術職員を任命すると共に、その勤務状態を評価する。
- n. SEDAG の目的を達成するために、与えられている全ての権限を行使する。

その他事項

SEDAG は、県庁で農業畜産部門を担当していた部署の職員や施設をベースにして設立された県庁から独立した組織であり、政府管理監督法第1178号に定める基準に従って運営される。

SEDAG の職員の報酬は、県庁の予算で賄われるが、職員を定員以上に採用して公務員の数や人件費予算を増やしてはならない。 特定の協定や契約にもとづいて現在実施されている、又は将来実施されるであろう計画やプログラムの経費や職員の報酬は、その協定や契約の条件に従って賄われる。 県庁又は地方自治体政府のレベルで将来実施される公共投資計画やプログラムの協定や契約は、協定や契約を望む機関や組織の管理能力や財務能力に合わせ、且つ公共投資システムの基準に従って実施しなければならない。

SEDAG の主な資金源は、①国庫が県庁を通じて割り当てる予算、②用紙類の販売や

やサービス業務の提供による自己収入金で構成されている。 国庫が県庁の勘定で SEDAG に割り当てる資金は、国家予算法に明記された予算項目だけに使用される。この他に、SEDAG は、業務を適切に遂行するための融資や資金協力を国内外に求めることもできるが、融資や協力資金の導入は、現行法規類に従って、各年度の国家予算法に明記されていなければならない。

II-3-1-6 Servicio Departamental de Fortalecimiento Municipal y Comunitario (SED-FMC:地方自治体・共同体強化業務局)

地方自治体・共同体強化業務局（以後、SED-FMC と略称する）は、県内の地方自治体や共同体の組織強化を技術的に支援する県庁の分離機関であり、県知事に直属すると共に、機能的には総括調整局長に服従し、行政地方分権化法第1654号、大衆参加法第1551号、地方自治体組織法第 696号と夫々の細則令、県庁組織令（政令第 25060 号）やその他の規定に従って、業務を展開する。

主な任務

地方自治体政府や共同体の組織強化、参加的な地方分権化プロセスの奨励、普及や支援を目指した計画やプログラムの調整を担当しており、主として、下記の任務を遂行する。

- ① 県内の地方自治体政府や共同体の組織強化を目指した計画、プランやプログラムを、現行の法規類や戦略的開発・大衆参加次官が定める戦略や行動方針に従って策定し、実施する。
- ② 参加的な地方分権化のプロセスに関係している県内の公共部門や民間組織の活動を調整する。
- ③ 県内の地方自治体政府の投資案件やサービス業務に関する計画やプログラムを支援する。
- ④ 複数の地方自治体に跨がる社会経済開発を目指した投資案件を実施するために、地方自治体政府連合体の編成を促す。
- ⑤ 地方自治体の開発プロセスに携わる各種の国際協力案件と県庁の夫々の行政局や技術業務局の活動を連携させる。
- ⑥ 県内地方自治体の地域基礎組織 (OTB's)の組織強化を奨励し支援する。

- ⑦ 大衆参加と行政地方分権化のプロセスを、規定に従ってフォローアップし、そのプロセスの進展を評価する。
- ⑧ 地方自治体政府、農村共同体、先住民部落や隣人会などの組織強化に協力している機関、団体や協力資金源を確認し、その行動を参加的な地方分権化の主体である大衆参加対象者に導くと共に、双方間の交流を容易にするための便宜供与を行う。
- ⑨ 地方自治体政府の間で発生する領土紛争（境界線問題）の解決に協力する。
- ⑩ 地域基礎組織（OTB's）の組織開発に協力する、法人格の取得手続きを指導する、及び地域基礎組織が地方自治体の法的、政治的、及び経済的な活動に効果的に参加するよう奨励する。
- ⑪ 地方自治体政府の開発案件を社会的に監督する市民組織の能力開発を促すと共に、その監督について指導する。
- ⑫ Consejos Provinciales de Participacion Popular（郡大衆参加委員会）の編成や運営を奨励し、これについて、副県庁（県庁支所）に協力し指導する。
- ⑬ 参加的な地方分権化に関する問題について県議会を支援する。
- ⑭ 県庁の戦略や方針と地方自治体のニーズを両立させる。
- ⑮ 県庁予算案の作成に参加する。

組織構造

SED-FMC は、下記の組織を有している。

本部組織	主管者	: SED-FMC 技術局長
	技術・実務	: 地方自治体強化室
		: 共同体強化室
分権組織		: 各郡で計画やプログラムを実施する技術班

法務、内部監査、総務や財務に関する夫々の業務は、県庁の各担当部署が兼任することになっている。更に、SED-FMC は、地方自治体政府や共同体の強化を目指した特定の計画やプログラムを直接担当する組織として、各郡に分権化された技術班を設けることができる。

SED-FMC 技術局長

県行政令をもって県知事から任命され、機能的には総括調整局長に従う本技術局長は、下記の権限や責務を遂行する。

- a. 各地方自治体政府の組織能力や行政能力の確立を目指した計画やプログラムと、県庁の計画や活動を調整する。
- b. 地方自治体政府が実施する投資やサービス業務の計画やプログラムの発掘、立案や企画に関して、地方自治体政府を支援する。
- c. 県の戦略的な提案や構想と地方自治体のニーズを両立化させる機能を備える。
- d. 他の公共機関や民間組織に対する地方自治体政府の要請、手続きや関係強化を促すために、地方自治体政府を指導する。
- e. 地方自治体政府が、Plan Nacional de Fortalecimiento Municipal（地方自治体強化計画）に従って、農民共同体、先住民共同体や隣人会と関係を強化するための機能や手段を備えるよう、地方自治体政府の活動を支援する。
- f. 地方自治体の参加的な企画プロセスを支援し、その技術指導を行う。
- g. 地方自治体政府の組織的、技術的、及び行財政的な能力の強化を促す。
- h. 各郡や地方に駐在して、計画やプログラムを実施している技術班をフォローアップする。

計画やプログラムの資金調達

地方自治体政府や共同体の強化を目指す各県の計画やプログラムを、行政地方分権化法第1654号に従って実施するために、大衆参加・自治体開発次官は、外国の融資や協力資金を現行の法規類に従って誘致しなければならない。県庁は、国内外の協力機関の資金で実施される地方自治体政府・共同体強化計画やプログラムに必要な現地分担金を、自己の投資予算資金で賄うことができるが、この投資金は、各年度の国家予算法に明記されていなければならない。地方自治体政府・共同体強化計画やプログラムが2県以上に跨がっている場合は、他の県庁と協定を結び、その計画やプログラムを協調融資することができる。

更に、県庁と地方自治体政府は、地方自治体政府・共同体強化の計画やプログラムを現行法規類に従って企画し実施するための資金を、夫々の投資予算の枠内で協調

融資することができるが、県庁が調達する資金は、各年度の国家予算法に明記されていなければならない。

SED-FMC と各種の大衆参加組織

SED-FMC は、県内の地方自治体や共同体を強化するために、下記の大衆参加組織と連携している。

- ① **Asociacion de Gobiernos Municipales (地方自治体政府協会)**
県内の地方自治体政府を代表する調整組織であり、参加的な地方分権化プロセスに関する政策、計画やプログラムの策定と実施について、SED-FMC とお互いに協議する。
- ② **Asociacion de Comite de Vigilancia (監視委員会連合会)**
県内の各地方自治体政府を監視する委員会を代表する組織であり、地方自治体の参加的な監督、社会管理や共同体の組織強化に関する政策や計画の策定と実施について、SED-FMC とお互いに協議する。
- ③ **Subprefectos (郡長)**
SED-FMC は、参加的な地方分権化プロセスに於ける本業務局の任務範囲について、郡長と調整する。
- ④ **Consejos Provinciales de Participacion Popular (郡大衆参加評議会)**
SED-FMC は、下記分野の技術的な運営について、郡大衆参加評議会と連携し、評議会を支援する。
 - a) 郡大衆参加評議会の組織や機能の強化、
 - b) 地方自治体政府連合体の共同計画やプログラムについて、郡大衆参加評議会が行う立案や確認事項、
 - c) 地方自治体政府の計画やプログラムの目標達成の追跡や評価、
 - d) 郡大衆参加評議会と県議会の間調整。
- ⑤ **Mancomunidades Municipales (地方自治体政府連合体)**
地方自治体連合体は、領域がお互いに繋がっている又は一つの先住民部落や農民共同体が複数の地方自治体政府の領域に跨がっている場合に、共通の課題や案件

を共同で取り扱うために、複数の地方自治体政府が連合を組むことにある。更に、域内の人口が僅かで、大衆参加で得る資金も少なく、単独では計画や案件に着手できない複数の地方自治体政府が連合体を組んで、共同で計画を進める場合もある。SED-FMC は、下記分野の技術・運営面について、地方自治体政府連合体と連携し、支援する。

- a) 連合体の開発計画やプログラムの策定や確認、
- b) Plan Nacional de Mancomunidades（地方自治体政府連合体国家計画）に従う連合体の目的、目標や活動と、県庁の政策、計画やプログラムの連携、
- c) 連合体の開発計画やプログラムの策定。

その他事項

SED-FMC は、県庁で大衆参加部門を担当していた部署を吸収して設立された技術面や運営面では県庁から独立した組織であり、その運営は、政府管理監督法に定める管理・監督システムの基準に従って行われる。但し、外国の協力を得て行われる計画やプログラムの運営は、各協定の条件や手順に従う。

SED-FMC の職員の報酬は、県庁の予算で賄われるが、外国の融資や中央政府の資金で実施される計画やプログラムの人件費は、その計画やプログラム自体又は中央政府が賄うことになっている。本業務局は、県庁の職員を吸収して組織され、人件費も県庁の予算に編入されていることより、職員を定員以上に採用して、公務員の数や人件費予算を増やしてはならない。

SED-FMC 設立時に、既に実施されていた計画やプログラムに従事する職員の報酬は、計画やプログラムに関する協定の特定の条件に従って支払われるが、その場合も、県庁が定めている経常支出の予算枠を超えてはならない。県庁や地方自治体政府のレベルで取り交わされる公共投資計画やプログラムの協定は、協定を望む機関や組織の管理能力や財務能力に合わせ、且つ公共投資システムの基準に従って実施しなければならない。

II-3-2 Comité de Coordinación de los Servicios Departamentales **(技術業務局調整委員会)**

県庁の技術委員会が決定する地方自治体・共同体強化計画と技術業務各局の行動を

調整すると共に、Comite de Coordinacion de Proceso de Descentralizacion Administrativa y Participacion Social（地方分権化・大衆参加プロセス調整委員会）の決定事項を県知事を代理して実施する際の業務調整組織として、県庁の総括調整局長が主宰し、SED-FMC 技術局長を幹事長として、SEDES、SEDUCA、SEDAG と SEDEGES の夫々の技術局長をメンバーとした技術業務局調整委員会が編成されている。

II-3-3 県庁に管理が移管されているその他の施設

前述の II-1-1 “県政の最高責任者：県知事” の⑩節の定めに従い、中央政府は、これまで述べた県庁の権限、責務や業務の他に、政令第 24182号をもって、下記の施設の管理を。夫々該当する県庁に移管している。尚、この管理移管には、各施設の営業収入金の管理や各施設の職員の報酬に関する国家予算の管理も含まれていることを付記する。

1. 教育・文化・スポーツ省の認可を受けている公立の高等師範学校と職業訓練校。
2. ラパス市在の Instituto Boliviano de Biologia de la Altura（ボリヴィア高地生物学研究所）、Instituto nacional de Salud Ocupacional（国立職業衛生試験所）、Instituto nacional de Medicina Nuclear（国立核医学研究所）、サンタクルス市在の Centro Nacional de Enfermedades Tropicales（国立熱帯病研究センター）、スクレ市在の Instituto Nacional de Psiquiatria “Gregorio Pacheco”（グレゴリオ・パチェコ国立精神病院）及び Instituto Nacional de Psicopedagogico（国立教育心理学院）。
3. Ex-Oficina Nacional de Mujer, Familia y Adolescente（EX-ONAMFA：元女性児童家族局）の構造物や施設。
4. ラパス市在の Instituto Felipe Dips de Rehabilitacion Profesional y/o Laboral（フェリペ・ディップス職業・労働再訓練院）。
5. Instituto Boliviano de la Ceguera（IBC：ボリヴィア盲人保護院）。
6. ラパス、コチャバンバ及びタリハ市在の Institutos Nacionales de Drogodependencia（INTRAID：国立薬物中毒患者治療院）。

II-4 Consejos Departamentales (県議会)

県知事の業務や行為を調整、助言、監督及び評価すると共に、県内各郡のニーズ、開発案件や要望などを県知事に知らせる、県庁と県内地方自治体政府の調和を促す、及び県内各郡の大衆参加を促すなどを目的にした組織として、県議会が存在する。県議会は、県知事の管下にある評議組織であり、県の行政権から分立した組織ではない。県議会は、議会の主管者であり議長を務める県知事、議会の書記官を務める総括調整局長、県内の各郡や各地方自治体から選出された県議員で編成されている。議会は、種々の課題や案件を受け持つ小委員会を編成することができる。県議会や県会議員に関する概要は、下記の通りである。

II-4-1 Consejeros Departamentales (県議員)

II-4-1-1 県議員の選出

県議員に選出されるためには、下記の条件を満たしていなければならない。

- ① ポリヴィア人であり、兵役の義務を全うしている。
- ② 選出日に満25才に達している。
- ③ 選挙民登録書に登録されると共に、少なくとも選出日の1年前から該当する郡に住居を定めている。
- ④ 実刑（投獄）の前科がないこと、但し、上院議会から特赦（市民権の全面的な回復）を受けた場合は、例外的に資格条件を満たすことになる。
- ⑤ 公金横領により、会計検査院から返済義務の執行通知を受けていない、又は、裁判で有罪の判決を受けていない。
- ⑥ 法律に定められた就任を妨げる障害や不両立の事例に陥っていない。
- ⑦ 地方自治体議員と公立大学の教職員を除いた公務員は、県議員にはなれない。

県議員は、各郡内の地方自治体議会に於いて、下記の方法で選出される

- a) 県知事は、最も新しい人口住宅国勢調査の統計に従って、各県の県議員数を決めるが、各郡につき最低1人の郡代表県議員は確保されている。
- b) 県知事又は郡長は、郡代表県議員を選出するために、郡内の全ての自治体議員を召集し、過半数の自治体議員が出席していることを確認した上で、自治体議

員が提案する候補者リストの中から彼等自身に投票させ、3分の2以上の票を得た市民を郡代表県議員に指名する。

- c) 各県の県議席の3分の2は、上述した郡代表県議員で占められるが、残りの3分の1の議席は、県内の地方自治体の人口に比例して選出される地方自治体代表県議員で占められる。郡内地方自治体の人口が他郡の自治体人口に比較して少ない場合は、当然、地方自治体代表の県議員は選出されないことになる。
- d) 地方自治体選出県議員の選出は、該当の地方自治体議会の議長が、夫々の自治体議員を召集した上で、上述した b) の方法で行われる。
- e) 選出された郡代表県議員と地方自治体代表県議員の名簿は県知事に送付され、県知事によって任命される。

県議員の任期は2年であるが、再任も可能である。任期は、2年おきの4月上旬に始まる。県議会は、3分の2の投票をもって、県議員の解任を決めることができる。各県の郡と夫々の議員数は、本項末尾の添付資料：“各県の郡と県議員数”を参照頂きたい。

II-4-1-2 県議員の責務

県議員は、下記の責務を有する。

- ① 時間を厳守して、議会に規則正しく出席する。
- ② 行政地方分権化法第1654号に定める県議会の権限を履行し、履行させる。
- ③ 議会の決議事項を履行すると共に、その履行を監督する。
- ④ 夫々の郡や地方自治体の必要性や計画を、県庁に繋ぐ。
- ⑤ 代表する郡内の地方自治体の計画や予算と県庁の計画や予算を整合させ、双方の計画や予算を連結させる。
- ⑥ 議員としての活動を、夫々の郡や地方自治体に定期的且つ適切に報告する。
- ⑦ 議会から指定された小委員会の作業を行う。
- ⑧ 更に、県議員は、県庁が実施する工事、サービス業務やその他全ての入札や契約に、独自で又は第三者を通じて介入する、又は参加することはできない。

II-4-2 県議会の権限

県議会は、下記の権限を有する。

- ① 県知事が Plan General de Desarrollo Economico y Social de la Republica (国家社会経済開発総合プラン) に従って、策定し提出する県開発計画やプログラムを承認すると共に、その実施を監督し評価する。
- ② 県知事が提出する県予算案を承認する。
- ③ 県知事が提出する各年度の県収入支出勘定報告書を承認する。
- ④ 中央政府が県知事に与えた独占的権限に関わる行為を除く、県知事の行財政的な行為を監督する。
- ⑤ 県が行う融資導入のニーズや適性を、現行法規類に従って、検討し承認する。
- ⑥ 県庁と他の機関が行う協定や契約を検討し、その署名を承認又は却下する。
- ⑦ 県知事が最大の透明性を持って現行法規類に従った入札、契約備上やその監督を行うように監督すると共に、県知事が行う県庁資産の取得、譲渡、売却、移転や賃貸借、及び公共事業やサービスの契約の締結に関する要請を検討し承認する。
- ⑧ 県都、各郡や各行政区（小郡）から要請されてくる優先案件に対応するよう、県知事に提案する。
- ⑨ 県内の地方自治体政府とその他の機関や組織の間の調整を促す。
- ⑩ 県内の各種の共同体の積極的な参加を促す。
- ⑪ 政策や行政処置に関する県知事、郡長及び行政代理官の報告書を、夫々要求する。
- ⑫ 現行法規類や県益に反する県知事の行為や行政措置を、共和国大統領に訴える。
- ⑬ 議会の3分の2の投票をもって、県知事不信任案を決議する。
- ⑭ 県議会の権限を満足に行使するよう、議会の運営規定や内部規定を定める。

県議会は、少なくとも月に1回は定例会議を開くが、県知事は、必要に応じて議会を臨時召集することができる。更に、県議員は、過半数の可決をもって、臨時会議の開催を県知事に要求することもできる。県議会がその決定や決議事項を表明する書類は、Resolucion del Consejo Departamental（県議会決議条例）と呼ばれ、3分の2の投票を必要とする場合を除き、過半数の投票をもって発布される。過半数の承認を得た上で、議長（県知事）と出席議員が署名した県議会決議条例は、県内に於いて強制的に履行しなければならない性格を持っている。

II-4-3 県議会に於ける県知事と総括調整局長

県知事は、県議会を法的に代表すると共に、県議会の主管者である議長を務める。

更に、 a) 現行の法規類に従って、県が融資を導入する必要性と適合性、 b) 県庁と他の機関や組織の間で結ばれる協定の必要性、 c) 現行の法規類に従って公共事業やサービス業務の契約を決定し署名するなどに際しては、県議会の承認を予め受けるべく、臨時議会を召集する。 県議会は、これらの事項について明確に決定し、県議会決議条例を發布しなければならないが、決定なき場合は、県知事の提案が承認されたことを意味する。 県知事が提案し県議会が承認する、又は県議会が決定し県知事が受諾した案件や事項は、双方の連帯責任を意味する。 県知事は、提案事項を県議会の検討に処するために、議会を召集するが、召集結果、出席議員の数が議会開催定足数を満たさない場合、提案事項に関する県知事の行政行為は、議会の承認が無くとも有効である。 議会開催定足数は、議員の過半数の出席をもって満たされる。

他方、県知事は、明確な根拠を伴った県知事令をもって、県議会が発した決議や承認事項を却下し、独自の判断で行政行為を行い、その結果について全面的な責任を負うことができる。 この場合、県議会は、県知事の独断的な行為を共和国大統領に訴えることができる。 更に、県議会は、出席議員の3分の2の投票をもって、現行の法規類や県益に反すると判断される県知事の決断や行為を非難する不信任案を決議し、共和国大統領に訴えることができる。 非難や不信任は、県知事の辞任を要求することを意味するが、県知事の解任又は留任は、共和国大統領の独占的な権限である。

県議会の対外的な行為や報告は、県知事の独断的な行為、非難又は不信任を共和国大統領に訴える場合を除き、県知事を通じて行う。 更に、県知事は、非難又は不信任を大統領に訴える場合を除いた県議会の決議事項を履行し、且つ履行させる義務を持つ。

他方、県庁の総括調整局長は、県議会の書記官を兼務して、下記の責務を全うする。

- ① 議会の運営や活動を技術的及び行政的に支援する。
- ② 議会開催の召集状に署名し、議員に通達する。
- ③ 議会開催のための出席議員定足数を確認する。
- ④ 投票結果を確認し、その証明を行う。
- ⑤ 議会の書類や通信文書の送受信と文書保管を組織し、その管理を行う。
- ⑥ 議会の決定や決議事項を記録し、関係先に通達する。

- ⑦ 議会決議条例のコピーに、原本証明を行う。
- ⑧ 議会決議条例の履行について調整し、そのフォローアップを行う。

II-4-4 議会の経費と議員歳費

県議員は、出席した会議の日数に応じて、出席手当を受領する。出席手当額は、県庁が準備する予算と県議会の内部規定に従って決められる。正当な理由が有る無しに関わらず、議会に欠席した又は途中退席した場合は、その日の手当を受け権利を失する。県議会の所在地又は議会が開かれる場所に居住していない県議員は、会議に出席するための交通費と旅費を、県庁が定める規定に従って受領する。交通費と旅費は、県庁の局長クラス相当の手当額で支払われる。召集された県議会に出席せずにして、該当の交通費や旅費を受領した県議員は、会議が行われた日から15日以内に、全額を返金しなければならない。期限内に返金されない場合、県庁の総務・財務局は、その後の支払いから自動的に差し引いて行く。出席手当、交通費、旅費及び議会運営経費は、県庁の年度予算の中の一般経費に組み入れられるが、県庁は、議会が独自に採用する顧問や補佐要員の経費は一切賄わない。

II-5 Consejos Provinciales de Participacion Popular (郡大衆参加評議会)

各郡の市民社会のニーズ、優先事項、提案事項、計画案件やプログラムを、郡内の種々の公共機関や組織の間で調整し合意するための手段として、郡長、郡選出県議員、郡内地方自治体政府の代表者、郡行政区の監視委員会の代表者、郡内の基礎領土組織連合会の代表者、及び郡市民会議所（隣人会）の代表者で編成された大衆参加評議会が各郡に編成されている。大衆参加評議会の議題や案件によっては、その活動を技術的又は物理的に支援するために、他の市民組織や公共機関も発言権を持って会議に出席することができる。

郡大衆参加評議会は、郡内地方自治体政府の計画を参加的に立案及び調整し、自治体政府の開発計画やプログラムを歩調を合わせて郡全体の計画プロセスに編入して、郡内の公共投資計画やプログラムの持続性を保証すると共に、計画の効果を最大限に引き出すことを目的にしている。評議会の活動範囲は郡領域内であるが、同じ組織構造、権限や目的を持つ他の郡の大衆参加評議会と、連合評議会を編成することもできる。評議会の役員、組織形態、運営や活動方法は、夫々が独自に定める。

II-6 管理・監督システム

県庁とその管下の部署や組織は、政府管理監督法第1178号に定める各種のシステム基準に従わなければならないが、本項では省略することにしたい。各種システムの概要はI-5項に述べたので、それを参照頂きたい。更に、第3部“管理システム”で、再度取り上げることを付記する。

II-7 中央政府や地方自治体政府との関係

II-7-1 中央政府との関係

大統領から任命され、大統領に直属する県知事は、各県に於ける中央政府の代表者であり、県庁の主管者である。県知事が取る政策や行政行為は、中央政府の特に大統領の政策や方針に準じていなければならないし、中央政府と常に連絡を取りながら、県政を行わなければならない。国の全体的な目標や政策に関する中央政府と県知事との調整は、大統領府大臣が行うが、大統領府大臣は、この他に各県に於ける行政地方分権化プロセスの追跡や管理を行い、その都度県庁を指導して行く。この調整と行政地方分権化プロセスの追跡や管理は、特に政府部内調整次官の補佐を受ける。

上記の総括的な調整の他に、県知事とその管下の部署が夫々担当する分野は、中央政府各省の大臣やその管下の部署と調整し、必要な場合は、各省の指導を仰ぐことになる。例えば、県庁は、下記の分野などで各省の担当部署と連絡や調整を行うことになっている。

- a) 内務省 : 公共秩序、社会平和や安全対策などの活動。
- b) 国防省 : 災害対策や市民防衛。
- c) 大蔵省 : 財政、予算、公共投資、国際的な技術・経済協力。案件、行財政に関する各種の管理システム。
- d) 経済開発省 : 経済開発、運輸通信網の建設や維持管理、生産技術の開発。
- e) 教育・文化・スポーツ省 : 文化、普通教育、先住民教育やスポーツの奨励。
- f) 保健・年金省 : 保健・医療や社会福祉の活動。

- g) 労働・小規模企業省 : 県内の零細企業の奨励や労働問題。
- h) 農牧業・農村開発省 : 農業畜産、林業、水産業や農村の開発。
- i) 持続開発・企画省 : 県内の持続開発、国土整理、環境や再生可能天然資源の保護、大衆参加や行政地方分権化のプロセス、地方自治体の強化、先住民問題や女性・世代・家庭問題、国家社会経済開発総合プランに従った県開発プラン (PDD)。
- j) 貿易・投資省 : 県内の観光奨励、輸出振興や民間投資。
- h) 住居・生活基盤整備 : 地方自治体の電化、上下水道、基本衛生などの社会基盤。

Ⅲ-7-2 地方自治体政府との関係

県庁は、中央政府を代理して県内の各地方や各郡の社会経済的な開発を促して行かねばならないが、そのために、地方自治体政府が領域内で実施する種々の社会計画や開発計画と調整して、それらの計画を支援したり、協約を結んだ上で自治体政府の計画を直接実施することになっており、各地方の自治体と密接な関係を保つ必要がある。地方自治体政府は、自治権を有するので、その政策や開発計画を県庁が独自に策定したり、直接介入して行くことはできないが、各地方の社会経済的な状態やニーズを把握した上で、地方自治体政府に協力し、自治体の様々な計画を県の社会経済開発計画に編入して行く必要がある。特に、国家社会経済開発総合プラン (PGDES) にもとづき、且つ国家公共投資システムに従って作成される県社会経済開発プラン (PDD) には、地方自治体政府が作成する地方自治体開発計画が反映されていることが肝要である。この関係は、県の各郡 (や小郡) の領域は、各地方自治体の領域と一致しており、県庁は上からの総括的な観点で、及び地方自治体政府は現場からの局地的な観点で、一つの同じ領域を統治しているので、お互いに歩調を合わせて進んで行く必要があると言った方が分かり易いのかも知れない。具体的には、下記の形で繋がっている。

① 県議員 :

代表する郡や県都も含めた地方自治体の優先的なニーズや計画を県知事に繋いで、その実施を誘導したり、地方自治体の計画や予算と県庁の計画や予算を整合させて、双方を連携させる。

② 郡長／行政代理官：

管轄域内の地方自治体、農民共同体、先住民共同体や隣人会の組織強化を促す。県庁が地方自治体政府と共同で行う協調投資案件を確認し、その実地を促す。

③ 郡大衆参加評議会：

郡長、県議員や地方自治体代表者などで編成されているこの評議会は、郡内の市民社会のニーズ、優先事項、計画案件やプログラムを検討し調整した上で合意する手段であり、その結果は県庁に提案される。

④ 各行政局：

各分野に関する国や県の政策や計画を各郡や小郡に適用するが、適用する際には、当然、地方自治体政府との調整が必要である。特に、県庁の総括調整局長は、郡、小郡や地方自治体政府と調整する上で、重要な立場にある。

⑤ 各技術業務局：

夫々の担当業務の分野に於いて、地方自治体政府と調整する。特に、総括調整局長の管下にある SED-FMC局は、様々な分野で地方自治体政府と深く関わり合っている。

添付資料：“各県の郡と県議員数”

DEPARTAMENTO DE LA PAZ (ラパス県)

郡 / 地方自治体	郡/地方自治体人口	郡割当議員	人口比例議員	議員数合計
MURILLO(ムリーリョ郡) LA PAZ(ラパス市) EL ALTO(エル・アルト市)	1,156,423 (715,900) (405,492)	1	6 (4) (2)	7
INGAVI(インガビ郡) VIACHA(ビアチャ市)	78,059 (54,761)	1	1 (1)	2
CARANAVI(カラナビ郡)	43,093	1		1
AROMA(アローマ郡) SICA-SICA(シカシカ市)	65,730 (19,582)	1	1 (1)	2
INQUISIVI(インクシビ郡)	57,345	1		1
OMASUYOS(オマスヨス郡) ACHACACHI(アチャカチ市)	73,703 (60,050)	1	1 (1)	2
LARECAJA(ラレカーハス郡) GUANAY(グァナイ市)	68,762 (27,319)	1	1 (1)	2
MANCO KAPAC(マンコカパック郡)	20,554	1		1
MUNECAS(ムニェーカス郡)	17,820	1		1
PACAJES(パカーヘス郡)	43,351	1		1
CAMACHO(カマーチョ郡)	53,487	1		1
FRANZ TAMAYO(フランス・タマヨ郡)	17,619	1		1
LOAYZA(ロアイサ郡)	35,809	1		1
SUR-YUNGAS(南ユンガス郡)	51,930	1		1
LOS ANDES(ロス・アンデス郡)	62,185	1		1
NOR-YUNGAS(北ユンガス郡)	20,433	1		1
ITURRALDE(イトゥラルデ郡)	8,226	1		1
BAUTISTA SAAVEDRA(バウティスタ・サベドゥラ郡)	9,995	1		1
GUALBERTO VILLARROEL(グアルベルト・ビラロエル郡)	11,685	1		1
G. J. M. PANDO(G. ホセ・マリア・パンド郡)	4,577	1		1
合計		20	10	30

DEPARTAMENTO DE SANTA CRUZ (サンタクルス県)

郡 / 地方自治体	郡/地方自治体人口	郡割当議員	人口比例議員	議員数合計
A. IBANEZ (A. イバーニェス郡) SANTA CRUZ (サンタクルス市)	784, 678 (709, 584)	1	5 (5)	6
WARNES (ワルネス郡)	38, 285	1		1
VELASCO (ベラスコ郡)	42, 929	1		1
ICHILO (イチロ郡)	49, 484	1		1
CHIQUITOS (チキートス郡)	42, 519	1		1
SARA (サーラ郡)	29, 607	1		1
CORDILLERA (コルディリエーラ郡) CAMIRI (カミリ市)	88, 628 (32, 092)	1	1 (1)	2
VALLE GRANDE (バリエー・グランデ郡)	26, 744	1		1
FLORIDA (フロリダ郡)	22, 750	1		1
OBISPO SANTIESTEBAN (オビスポ・サンティエステーバン郡) MONTERO (モンテロー市)	104, 660 (58, 569)	1	1 (1)	2
NUFLO CHAVEZ (ニューフロ・チャベス郡) SAN JULIAN (サンフリアン市)	61, 008 (36, 297)	1	1 (1)	2
ANGEL SANDOVAL (アンヘル・サンドバル郡)	10, 695	1		1
MANUEL M. CABALLERO (マヌエル M. カバリエーロ郡)	16, 074	1		1
GERMAN BUSH (ヘルマン・ブッシュ郡)	25, 426	1		1
GUARAYOS (グアラヨス郡)	20, 902	1		1
合計		15	8	23

DEPARTAMENTO DE COCHABAMBA (コチャバンバ県)

郡 / 地方自治体	郡/地方自治体人口	郡割当議員	人口比例議員	議員数合計
CERCADO (セルカド郡) COCHABAMBA (コチャバンバ市)	414, 307 (414, 307)	1	3 (3)	4
QUILLACOLLO (キリャコロヨ郡) QUILLACOLLO (キリャコロヨ市)	145, 197 (69, 027)	1	1 (1)	2
CAMPERO (カンペーロ郡)	30, 358	1		1

(次頁に続く)

(前頁より続く)

(Departamento de Cochabamba:コチャバンバ県)

AYOPAYA(アヨパーヤ郡)	54,597	1	1	2
INDEPENDENCIA(インデペンデンシア市)	(28,548)		(1)	
CHAPARE(チャパレ郡)	131,727	1	1	2
SACABA(サカーバ市)	(68,127)		(1)	
PUNATA(プナータ郡)	47,402	1	1	2
PUNATA(プナータ市)	(27,154)		(1)	
ESTEBAN ARCE(エステバン・アルセ郡)	29,717	1		1
GERMAN JORDAN(ヘルマン・ホルダン郡)	27,505	1		1
CAPINOTA(カピノータ郡)	24,444	1		1
TAPACARI(タパカリー郡)	19,202	1		1
CARRASCO(カラスコ郡)	77,814	1	1	2
PUERTO VILLARROEL(フェルト・ビリャロエル市)	24,637		(1)	
ARANI(アラニ郡)	22,331	1		1
ARQUE(アルケ郡)	18,249	1		1
BOLIVAR(ボリバル郡)	7,081	1		1
TIRAQUE(ティラーケ郡)	31,315	1		1
MIZQUE(ミスケ郡)	27,959	1		1
合計		16	8	24

DEPARTAMENTO DE POTOSI (ポトシー県)

郡 / 地方自治体	郡/地方自治体人口	郡割当議員	人口比例議員	議員数合計
TOMAS FRIAS(トマス・フリーアス郡)	147,111	1	2	3
POTOSI(ポトシー市)	(123,381)		(2)	
RAFAEL BUSTILLO(ラファエル・ブスティーリオ郡)	77,566	1	1	2
LLALLAGUA(リャリャーグア市)	(39,890)		(1)	
CORNELIO SAAVEDRA(コルネーリオ・サベドゥラ郡)	52,659	1	1	2
BETANZOS(ベタンソス市)	(31,862)		(1)	
CHAYANTA(チャヤンタ郡)	73,128	1	1	2
COLQUECHACA(コルケチャーカ市)	(23,650)		(1)	

(次頁に続く)

(前頁より続く)

(Departamento de Potosi:ポトシー県)

CHARCAS(チャルカス郡)	31,233	1		1
NOR CHICHAS(北チーチャス郡)	38,250	1	1	2
COTAGAITA(コタガイタ市)	24,494		(1)	
SUR CHICHAS(南チーチャス郡)	52,308	1	1	2
TUPIZA(トゥッピーサ市)	40,092		(1)	
NOR LIPEZ(北リーベス郡)	8,320	1		1
SUR LIPEZ(南リーベル郡)	4,158	1		1
ALONZO DE IBANEZ(アロンソ・デ・イバーニェス郡)	23,512	1		1
JOSE MARIA LINARES(ホセ・マリア・リナーレス郡)	52,535	1	1	2
PUNA(プーナ市)	42,660		(1)	
A. QUIJARRO(A. キハロ郡)	37,384	1		1
GRAL. BILBAO(ヘネラル・ビルバオ郡)	10,045	1		1
DANIEL CAMPOS(ダニエル・カンポス郡)	4,630	1		1
MODESTO OMISTE(モデスト・オミステ郡)	31,737	1		1
ENRIQUE BALDIVIESO(エンリーケ・バルディビエソ郡)	1,313	1		1
合計		16	8	24

DEPARTAMENTO DE URURO (オルーロ県)

郡 / 地方自治体	郡/地方自治体人口	郡割当議員	人口比例議員	議員数合計
CERCADO(セルカド郡)	213,755	1	5	6
ORURO(オルーロ市)	(196,025)		(5)	
ABAROA(アバロア郡)	23,147	1	1	2
CHALLAPATA(チャリャパタ市)	(20,882)		(1)	
PANTALEON DALENCE(パンタレオン・ダレンセ郡)	24,892	1	1	2
VILLA HUANUNI(ヴァヌーニ市)	(19,674)		(1)	
POOPO(ポポ郡)	17,437	1	1	2
PAZNA(パズナ市)	(8,068)		(1)	
TOMAS BARRON(トマス・バロン郡)	5,045	1		1
SEBASTIAN PAGADOR(セバスティアン・パガドール郡)	7,712	1		1

(次頁に続く)

(前頁より続く)

(Departamento de Oruro: オルロ県)

S. PEDRO DE TOTORA (サン・ペドロ・デ・トトラ郡)	4,040	1		1
CARANGAS (カラングス郡)	7,930	1		1
SAJAMA (サハーマ郡)	7,891	1		1
LITORAL (リトラール郡)	2,087	1		1
SAUCARI (サウカーリ郡)	5,569	1		1
SUR CARANGAS (南カラングス郡)	4,028	1		1
LADISLAO CABRERA (ラディスラオ・カブレラ郡)	7,363	1		1
MEJILLONES (メヒリョーネス郡)	751	1		1
ATAHUALLPA (アタウアルパ郡)	3,567	1		1
NOR CARANGAS (北カラングス郡)	4,900	1		1
合計		16	8	24

DEPARTAMENTO DE CHUQUISACA (チュキサーカ県)

郡 / 地方自治体	郡/地方自治体人口	郡割当議員	人口比例議員	議員数合計
OROPEZA (オロペーザ郡) SUCRE (スークレ市)	176,298 (153,153)	1	2 (2)	3
AZURDUY (アズルドゥイ郡)	23,492	1		1
ZUDANEZ (ズダニェス郡)	30,982	1		1
TOMINA (トミーナ郡) PADILLA (パディーリャ市)	35,443 (13,086)	1	1 (1)	2
HERNANDO SILES (エルナンド・シーレス郡) MONTEAGUDO (モンテアグード市)	35,255 (25,240)	1	1 (1)	2
YAMPARAEZ (ヤンパラエズ郡)	31,263	1		1
NOR CINTI (北シンティ郡) SAN LUCAS (サン・ルカス市)	65,866 (28,443)	1	1 (1)	2
BELISARIO BOETO (ベリサーリオ・ボエト郡)	12,617	1		1
SUD CINTI (南シンティ郡)	25,289	1		1
LUIS CALVO (ルイス・カルボ郡)	17,251	1		1
合計		10	5	15

DEPARTAMENTO DE TARIJA (タリーハ県)

郡 / 地方自治体	郡/地方自治体人口	郡割当議員	人口比例議員	議員数合計
CERCADO(セルカド郡) TARIJA(タリーハ市)	108,241 (108,241)	1	1 (1)	2
ARCE(アルセ郡) BERMEJO(ベルメーホ市)	44,713 (27,372)	1	1 (1)	2
GRAN CHACO(グラン・チャコ郡) YACUIBA(ヤクイバ市)	74,612 (47,228)	1	1 (1)	2
AVILEZ(アビレス郡)	16,210	1		1
MENDEZ(メンデス郡)	29,868	1		1
O'CONNOR(オコンノール郡)	17,763	1		1
合計		6	3	9

DEPARTAMENTO DEL BENI (ベニ県)

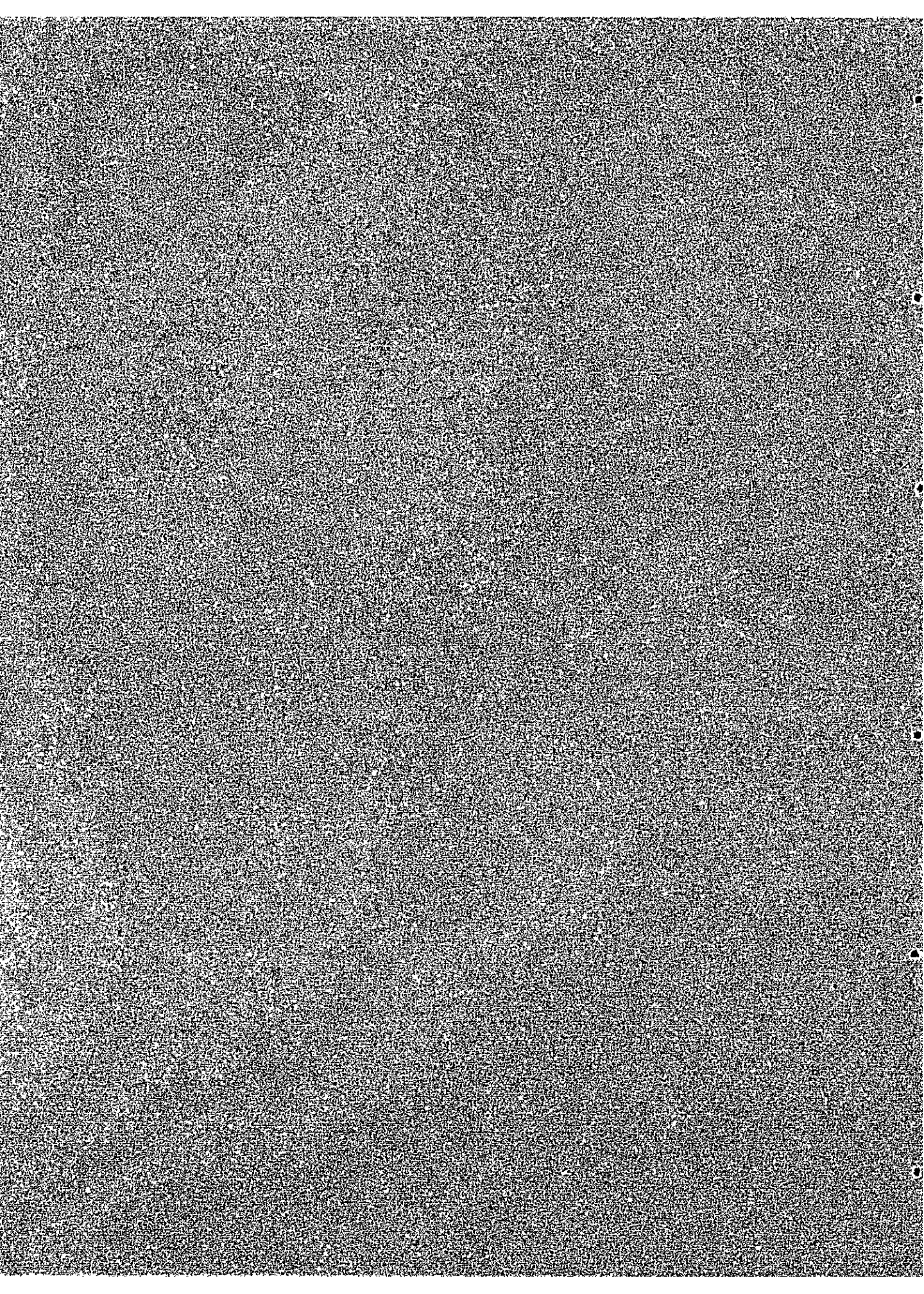
郡 / 地方自治体	郡/地方自治体人口	郡割当議員	人口比例議員	議員数合計
CERCADO(セルカド郡) TRINIDAD(トリニダー市)	63,123 (60,953)	1	1 (1)	2
VACA DIEZ(バカ・ディエス郡) RIBERALTA(リベラルタ市)	84,651 (52,378)	1	1 (1)	2
JOSE BALLIVIAN(ホセ・バリビアン郡) SAN BORJA(サン・ボルハ市)	47,420 (24,251)	1	1 (1)	2
YACUMA(ヤクマ郡) SANTA ANA(サンタ・アナ市)	25,068 (21,101)	1	1 (1)	2
MOXOS(モーホス郡)	17,602	1		1
MARBAN(マルバン郡)	11,950	1		1
MAMORE(マモレー郡)	10,055	1		1
ITENEZ(イテーネス郡)	16,300	1		1
合計		8	4	12

DEPARTAMENTO DE PANDO (パンド県)

郡 / 地方自治体	郡/地方自治体人口	郡割当議員	人口比例議員	議員数合計
NICOLAS SUAREZ(ニコラス・スアレス郡) COBIJA(コビーハ市)	18,447 (11,375)	1	1 (1)	2
MANURUPI(マヌリーピ郡) PUERTO RICO(プエルト・リーコ市)	7,360 (3,640)	1	1 (1)	2
MADRE DE DIOS(マドゥレ・デ・ディオス郡) SAN LORENZO(サン・ロレンソ市)	8,097 (3,067)	1	1 (1)	2
ABUNA(アブナ郡)	2,652	1		1
GRAL. F. ROMAN(ヘネラル・フェデリーコ・ロマン郡)	1,516	1		1
合計		5	3	8

行政機構

(地方自治体)



Ⅲ 地方自治体

Ⅲ-1 地方自治体政府

1985年 1月に発布された地方自治体政府組織法第 696号は、都市型の地方自治体政府（以後、自治体政府と略称）の組織や役割を定めた法律であり、約 9年後の1994年 4月に発布された大衆参加法やその関連法規類に述べる自治体政府の組織や役割は、郡や小郡に制定された農村型の自治体政府を主な対象にしているように見られ、都市型の自治体政府では、この大衆参加法の全面的な採用に成功したとは言い切れない面もある。 その一例として、大衆参加法で新設された自治体政府では、全体の予算に占める一般経費の比率は 15%であるのに対し、ラパス、サンタクルスやコチャバンバなどの従来の都市型自治体政府では、法令第 696号に定める 50%までの一般経費に固執し、一時は中央政府との間に対立を生んだこともある。 1999年 10月現在では 30%までの一般経費が認められているが、大衆参加法とその関連法規に定める 15%が実施されるのは、漸く2001年からである。 更に、都市型の地方自治体では地域基礎組織（OTBs）、監視委員会、保健委員会や教育委員会などの大衆参加組織の活動は稀薄であり大衆参加的ではなく、どちらかと言えば自治体政府の集権的な色彩が強い。 都市部の大きな自治体と農村部の小さな自治体の組織や役割を一つにまとめて制定することにも問題があるのではなかろうか。 中央政府は、これらのギャップを埋めるべく、地方自治体政府組織法の改革を立案し、その法案は、国会の審議段階を経て地方自治体法第2028号で発令されたが、その内容と大衆参加法や行政地方分権化法などとの関連は、新たな調査や検討を要するので、ここでは、これまでの地方自治体組織法第 696号にもとづいた自治体政府の組織や役割の概要を述べて行く。

Ⅲ-1-1 自治体政府の性格

自治体政府は、その管轄域内に定住した住民を代表する公認の法人格と独自の資産を有する公法機関であり、自治体の必要性に対応して、その必要を満たすことにある。 自治性は、以下を通じて行使される。

- a) 自治体当局者を自由に選出する権利。
- b) 資金を徴収し、それを投資する権利。

- c) 技術的、行政的、法律的、経済的、財政的、文化的及び社会的な全ての業務を計画し実施する権利。
- d) 憲法に定める権限を行使する権利。

公法機関である自治体政府は、国の目的が実現されるように、憲法、地方自治体組織法やその他の現行法規類に従って、国の諸活動に参加する。特に、下記の目的が実現されるように、自治体域内の共同体の統一、連携や積極参加を求める。

- ① 共同体に益する公共事業やサービス業務を直接又は間接的に実施し、共同体の社会的及び物理的な福祉向上を目指す。
- ② 国の開発計画と一致した計画やプログラムの策定と実施を通じて、管轄域内の開発を促す。
- ③ 共同体の文化的価値や民族風習を保存、奨励、普及する。
- ④ 管轄域内の環境衛生の維持と保護を行うと共に、生態系を保護する。

Ⅲ-1-2 自治体政府の管轄領域と権限

県都、郡都や小郡行政区に於ける自治体政府の管轄領域は、憲法第 203条に従った法律で定められている。因みに、1967年に発布された憲法の 203条には「自治体政府の管轄領域は、法律によって制定される」旨が定められており、1994年に改革された憲法第 203条では、“各地方自治体は、法律で制定された連続した管轄領域を有する”と述べている。

自治体政府の権限は、憲法や現行法規類に定められているが、下記の二種類の権限に大別することができよう。

- a) 自治体政府の条例、規則や決議をもって管轄域内の住民の権利と義務を定める規範的な権限。
- b) 地方自治体政府組織法、各自治体政府が発する条例、規則や決議事項に対する違反や抵抗などの行為に対し、夫々該当する法的措置や法的処罰をもって、それらの法律、条例、規定や決議事項を履行するよう要求する強制的な権限。

更に、国の行政的、法律的、技術的、経済的、文化的及び社会的な全ての行為で、自治体に主体性がある、自治体が対象になる、又は自治体が代理する行為も自治体

政府の権限範囲に属する。自治体の管轄域内に於ける権限の行使と目的の達成については、主として下記の項目が含まれるが、これらの項目は、全国的及び地方(県)的な基準や利害と調整し、両立化しなければならない。

- ① 都市開発計画の立案と促進。
- ② 都市地籍簿システムにもとづく規制手段の管理と共に、このシステムにもとづく税金の徴収。
- ③ 市街地の基本構造物の整備。
- ④ 公共サービス業務の規定と提供。
- ⑤ 消費物資の流通や補給に対する直接介入と、思惑売買や投機売買の抑圧による市民経済の保護。
- ⑥ 生活必需品の価格設定と統制。
- ⑦ マーケット、屠殺場と冷凍倉庫、公衆レクリエーションの場、自治体の動産や不動産などの建設と維持管理
- ⑧ 自治体が経営する墓地や火葬場の建設と維持管理、及び公共機関や民間組織が行う墓地や火葬場の建設と維持管理に関する許可。
- ⑨ 公衆道徳と良俗の遵守。
- ⑩ 文化活動や芸術活動の奨励と促進。
- ⑪ 展覧会や観光の奨励。
- ⑫ 都市清掃への対応。
- ⑬ 公衆向けの興行(ショー、見せ物)や商業宣伝の規制と監督。
- ⑭ 自然災害や公害などの災難が発生した際の救済事業。
- ⑮ Ministerio de Salud Publica y Prevision Social(保健・年金省)と調整しつつ、公営又は民営の工場や商店の食料品の加工と販売に於ける衛生状態の監督。
- ⑯ 街頭照明の装備と維持。
- ⑰ 関係各省と調整した上での環境の保護、汚染の監督や生態バランスの維持。
- ⑱ 国家警察と調整した上での市内交通網の組織化と規定、及び車両の登録とナンバープレートの発行。
- ⑲ 管轄域内に於ける自治体資産や資源の開発許可と監督。
- ⑳ 技術的、法律的及び社会利益の事由による市内私有地の行政的規制や公共用役権の強制設定。
- ㉑ 公共の利益や必要性の事由による不動産の収用。

- ② 他の国家権力が自治体域内で行う不動産の収用と自治体の都市開発計画を両立させるために、その収用手続きについて把握する。
- ③ 同じく、自治体政府は、特定目的にもとづいた公共利益に処するために、国内又は国際的な財団、協会やその他の機関や組織の設立に関して、協定を結ぶことができる。
- ④ 自治体政府に対する技術的又は行政的な訴訟を把握し、これを解決する。

上記の他に、大衆参加法によって中央政府の権限が自治体政府に移管されたが、その内容は、後述するⅢ-2-2-2項“自治体政府の権限の拡大”を参照こう。

Ⅲ-1-3 自治体政府の組織

地方自治体政府組織法第 696号では、「県都に於ける自治体政府は市議会と市長、郡都、小郡区や港湾区に於ける自治体政府は、自治体議会と市長が行政の権限を司る。自治体行政区では、市長を代理する行政代行官がその権限を司る。市長と行政代行官は、報酬を受ける」旨が定められているが、大衆参加法では県都、郡都、小郡区や港湾区の自治体政府を区別せずに、法律を一律に適用していることより、以後は“市議会、市長、行政代行官”の表現に統一して、その概要を述べて行く。

Ⅲ-1-3-1 市長と行政代行官

市 長

自治体政府を代表し、自治体の行政実務に関する最高当局者であり、都市開発の促進、指揮や実施の監督を担当する市長は、市議会議員の中から単純多数決で選出される。市長に就任するには、市民権を持つ者であり、現地に少なくとも 2年間は連続して居住しており、地方自治体の資産や収入に関わる事柄に直接又は間接的な利害関係を持たない者、及び地方自治体又は国に未決裁債務を持たない者などの条件を満たさなければならない。県都の市長は、司法管区の高等裁判所に於ける宣誓を以て就任し、郡都や小郡の市長は、司法管区の判事に対する宣誓を以て就任する。任期は 4年であるが、怠慢や不正行為が認められる場合、市議会は、単純多数決をもって市長を解任することができる。市長の主な権限は、下記の通りである。

- ① 自治体政府を代表する。
- ② 共同体に効果的なサービス業務が提供されるよう監督する。
- ③ 自治体政府の目的を達成するために、管下の部署の運営や技術・行政的なシステムを企画、組織、指揮、調整、監督する。
- ④ 自治体政府の条例、決議事項、合意事項や規定を履行し且つ履行させると共に、市議会が発する決定事項を遂行する。
- ⑤ 技術・行政的な規則やシステムを発布する。
- ⑥ 自治体政府の事務局長（助役）や職員を現行法規類に従って任命又は解任する。
- ⑦ 現地の開発計画やプログラムを作成すると共に、国、地方（県）及び各産業部門の開発計画やプログラムと調整し、双方の両立性を確立する。
- ⑧ 市議会が承認した開発計画やプログラムの実施を指揮する。
- ⑨ 計画やプログラムの進捗状況を評価及び監督し、市議会に定期的に報告すると共に、必要に応じてその変更策や修正策を市議会に提案する。
- ⑩ 自治体政府の活動と国、地方（県）や各産業分野の開発担当機関の活動を調整する。
- ⑪ 地方（県）規模の開発機関に対して自治体政府を代表する。
- ⑫ 自治体政府の年度予算案を作成すると共に、許可料金、税金その他の徴収金や特別負担金に関する条例案を作成する。
- ⑬ 強制訴訟や技術・行政的な裁判の判決や決議を再審議の段階で知る。
- ⑭ 適格に根拠付けられた条例案を市議会の検討に処すべく、提出する。
- ⑮ 自治体政府内部の制度や規定に関する案を市議会の検討に処すべく、提出する。
- ⑯ 職務マニュアルや行政手順マニュアルを承認する。
- ⑰ 地方自治体の工事や作業を行うために市議会が承認した土地収用案件を、法律に従って実行する。
- ⑱ 自治体政府の競売、入札やコンサルタント選定に関する入札審議会を主宰する。
- ⑲ 自治体政府の管下にある公営企業やサービス機関の役員会や経営委員会を主宰する。 それらの企業や機関の代表権を委任する。
- ⑳ 表彰や叙勲に関する地方自治体の規定を適用する。
- ㉑ 文化の発展を促し、先住民族的、風俗的及び大衆的な文化価値の保護を奨励する。
- ㉒ 市議会の独占的な権限ではなく、法律、条例や規定で市長に任されている他の全ての権限を行使する。

行政代行官

自治体行政区の住民の直接投票で選出される行政代行官は、4年の任期を有し、管轄域内の開発、振興や実務の監督について、市長と同じ権限を有する。行政代行官に任命される資格や条件も市長と同じであるが、就任は、司法管区の予審判事に対する宣誓をもって行われる。

市長と行政代行官に対する禁止事項

市長と行政代行官は、学術的な教職を例外として、他の公職に就くことはできないし、下記の行為も禁じられており、違反した場合は、免職や行政処罰の対象になる。

- a) 個人的に利害関係を持つ、又は4等親までの親族と2等親までの縁者が利害関係を持つ自治体政府案件の決定に介入する。
- b) 自治体政府の資産、収入や工事について、独自又は第三者を通じて契約を結ぶ。
- c) 自治体政府の資産やサービス業務の管理人や賃借人を成す、サービス施設の租借人を成す、地方自治体の下請人を成す、自治体が関係する取引の負債人、売掛人や保証人になる。

適切に裏付けされた重大な告発が市長や行政代行官に対して行われ、起訴された場合は、その起訴に応じるよう、市議会は状況審議を行った上で、市長や行政代行官を休職させることができる。裁判で有罪判決が下された場合は、市長や行政代行官の職を解任させられる。

III-1-3-2 Oficiales Mayores (実務局長：助役)

実務局長（助役）は、市長の行政業務や指揮・管理業務を補佐する市長直属の協力者である。県都の自治体政府には、自治体政府の厳密な必要性や資金力に従って総務・財務部門、技術部門及び文化部門に夫々1人の実務局長が配置され、郡都の自治体政府には、1人が配置される。実務局長に任命される資格条件は、現地に居住する市民権を持つ者である。実務局長は、下記の権限や責務を有する。

- ① 夫々の部門の運営、指揮、調整や監督について市長に協力し、その行為について市長と連帯責任を取る。

- ② 市長その他の当局者と共に、技術・行政的な決定書に署名する。
- ③ 自治体政府の内部制度や行政管理を改善するための発意、改革や対策に関して指示し処理する。
- ④ 市長が出す通信文、指示書や決議案に副署すると共に、各業務部署が発信する公文書の内容をチェックし、指揮する。
- ⑤ 自治体政府の活動が適切に展開されるように、決議事項、内部規定や職務マニュアルを履行させる。
- ⑥ 市長を代理し、且つ“市長の指示に従い”の表現を用いて、業務指示書や内部手続書に署名する。
- ⑦ 自治体政府職員の署名を認証する。
- ⑧ 市長が不在の場合は、技術・行政的な委員会、補佐・顧問的な協力委員会、入札審議会などの会議を主宰する。
- ⑨ 法規類、自治体政府の条例、決議や内部規定に定める他の権限を行使する。

Ⅲ-1-3-3 自治体政府職員

自治体政府職員は、職員規約に定める資格と条件の下で、労働法と公務員キャリアの底護を受ける。公務員キャリアは、自治体政府職員としての権利や自治体政府との間の労働関係を認めるものである。自治体政府は、人間性や職業的な実績を評価した上で、最も有能な市民の採用を行うための公務員キャリアを適用しなければならない。

Ⅲ-1-3-4 自治体政府の運営構造

自治体政府は、その機能、権限や任務を遂行するために、市長や市議会から成る上級指揮レベルや実務局長（助役）レベルの他に、企画、顧問、総務・財務、業務などを担当する部署を設けることができるが、これらの部署は、自治体の経済・財政力や必要性に従って設けるものとされている。更に、都市部の自治体政府は、市長の管下で運営される Subalcaldia（区役所）を設けることもできるが、区役所の文化的、技術的、行政的及び管理的な機能は、自治体政府本部の担当部署の管下で展開される。

Ⅲ-1-4 Consejo Municipal (市議会)

市議会は自治体政府の法制と審議を担当する組織であり、地方自治体の最高権力組織である。地方自治体政府組織法では、市議会は、県都では12人、郡都では6人、及び自治体行政区では4人の Consejales o Municipales (市議会議員) で夫々編成されている旨が定められていたが、大衆参加法では、県都では11人、5万人までの人口の都市では5人、その後、最高定員の11人に達するまで5万人ごと又はその端数に付き2人の議員が追加される旨に改定された。更に、1997年に発布された選挙法では、県都及び人口10万人以上の都市では13人、郡都及び人口1万人以上の都市では7人、郡行政区では5人の議員で夫々編成される旨に改定され、現在に至っている。市議会は、下記の権限や任務を有する。

- ① 市議会の役員会を組織する。
- ② 議会編成後の第一回の会議で市議会議員の中から市長を選出する。
- ③ 議会規則、条例、決議やその他の自治体政府の規範を発令する。
- ④ 自治体政府の一般政策を策定すると共に、実施される計画やプログラムの目的を定める。
- ⑤ 市長から提出される市街地の開発、整備、改善に関する計画やプログラムを承認する。
- ⑥ 自治体の行政や統治を規範する条例を承認し発令する。
- ⑦ 市長が毎年提出する自治体政府の年度予算、計画やプログラムを承認する。
- ⑧ 市長が発する技術・行政的な決裁や宣告に対する抗告を知る。抗告がない場合は、法廷審議の段階で知る。
- ⑨ 市長が各年度末に提出する財務状態や業務状況に関する報告書を承認する。
- ⑩ 市長が公共事業に導入する借入金の交渉や契約を許可する。
- ⑪ 市長が公共又は民間の自然人又は法人の全てと締結する協定や契約を承認する。
- ⑫ サービス業務の租借(委託)契約を、法律に従って承認する。
- ⑬ 資産の取得を承認すると共に、自治体の資産状態に影響する譲渡、移転やその他の行為について、国会に手続きする。
- ⑭ 自治体が行う収用案件について、必要な条例を発布する。
- ⑮ 財団、協会、自治体連合組織、国家機関や民間組織に於ける自治体政府の参加を憲法に従って承認する。
- ⑯ 市長の業務を監督すると共に、市長が職務上で犯罪を犯した場合は、法に従って起訴する。

- ⑰ 上院議会に提出される自治体税制や許可料金に関する条例を検討する。
- ⑱ 自治体政府の実務担当部署の報告にもとづいた市長の提案に従って、街路、大通り、広場や公園を命名する。命名は、生存中の人名は省くものとする。
- ⑲ 自治体の経済的な可能性に従って、議員手当額を定める。市長や実務局長を初めとする自治体職員は、対象にはならない。手当額が決定されたならば、決議条例をもって合法化する。
- ⑳ 違反や罰則に関する規定を承認する。
- ㉑ 市長が不在する又は一時的障害に陥った場合の代理市長を、議員の中から任命する。
- ㉒ 法律、条例や規則などに定めるその他の権限や任務。

尚、上記の権限の他に、1992年 4月24日発布の法令第1330号“公営企業民営化法”で自治体政府が管理する独占的なサービス企業の民営化が定められたが、1997年 8月 4日に発布された政令第 24788号により、市議会は、自治体政府の自治性にもとづいて、管下のサービス企業の民営化プロセスの規範、基準や監督方法を制定し、企業を民営化しなければならない旨が定められていることを付記する。

市議会は、編成後第 1回目の会議に於いて、議長 1名、副議長 1名及び書記長 1名から成る役員を選出する。同じく、各議員が協力し得る特定の事項や案件の取り扱いと解決を行うための小委員会を編成する。市議会は、少なくとも1週間に1度は定例会議を開くと共に、内部規定に従った臨時会議を必要な都度開くものとする。市議会の会議は、市民に公開されたものでなければならないが、議員の3分の2が可決した場合は、例外的に非公開会議を持つことができる。市議会は、事情や経緯を説明した議題を添えて召集されることになっており、会議は、半数プラス1人の最低定足員数の出席がなければ開催できない。市議会の決議は、出席議員の半数プラス1人の可決票をもって採決される。尚、市長は、発言権を伴って市議会に出席することができるが、投票権はない。

III-1-4-1 Consejales o Municipales (市議会議員)

自治体政府を編成するための市議会選挙が、4年おきの12月の第 1日曜日に全ての自治体で行われる。この選挙は、市議会議員を選出するものであり、自治体の各選挙区の18歳以上の市民と、選挙区に 2年以上居住し、選挙民登録を行っている外

国人が投票する。市会議員は、Corte Nacional Electoral（国家選挙委員会）に登録されている政党が提出する候補者リストの中から、比例代表制に従った一般投票の結果により、下記の方法で選出される。

- ① 白紙投票と無効票を除いた全有効票を全候補者の数で割って、議員配分係数を算出する。
- 2) 各政党の候補者リストが得た全得票数を議員配分係数で割り、候補者リストの上位から順を追って配分される議員数が決定される。
- 3) 配分係数を満たさない端数が出るが、この端数は、配分係数に達しない政党候補者リストの中で、最も多くの端数得票を得た者に割り当てられる。

各政党が提出する候補者リストには、正候補者と副候補者が夫々記載されていなければならない。正候補者が議員に選出された場合、副候補者は補欠議員の資格を得ることになり、更に、正議員が市議会の投票で市長に選出される、議員の任期中に死亡する、不在になる、又は他の法的障害が生じた場合は、副議員が正議員を代理することになる。

市議会議員に選出されるためには、現地出身者であり現地に居住している、又は現地に最低 2年間連続して居住している者でなければならない。更に、判決をもって実刑に服した者、実証済みの PLIEGO DE CARGO（公金使途不明責任）に問われている者、法律の定めに従って市民権を剥奪された者、議員職とは不両立の事例に置かれている者、又は地方自治体組織法第 696号第32条に示す禁止事項に含まれる者は、市議会議員に選出される資格はない。因みに、法令第 696号第32条に述べている禁止事項は、182 ページに既述した“市長と行政代行官に対する禁止事項”と同じである。 県都の市議会議員は司法管区の高等裁判所に於ける宣誓をもって、及び郡都の議員は郡担当判事に対する宣誓をもって、4年間の任期を持つ議員職に夫々就任する。

市議会議員の権限や責務は、下記の通りである。

- ① 市議会の会議に規則正しく出席し、必要な質疑応答を行うと共に、自治体の機能やサービス業務を改善するための対策を提案する。
- ② 市長の責任下にある業務や案件の進展について、報告を求める。
- ③ 市長の管下にある自治体行政部の行為を監督する。

- ④ 市議会から指定された業務を遂行する。
- ⑤ 自治体の諸案件が適格に運営され、且つ地方自治体政府組織法が適切に履行されるよう監督する。
- ⑥ 憲法に定める国民の主権と自治体の権利や利益を守ると共に、議員職の地位を剥奪する又は議員の権利や行為を歪曲する全ての行為を告発する。

市議会議員が下記の自由に陥った場合、市議会は、法律に従って予め審議し決議した上で、議員職を解くことができる。

- a) 法律に定める市議会議員の資格条件を無視している、又は不法に歪曲している。
- b) 任務の行使や自治体の利害関係に対応する行為に於いて、明らかな職務怠慢が認められる。
- c) 自治体政府の適切な運営を求める法律、条例や規定を不履行又は違反する。
- d) 任期中に犯罪を犯して実刑を受ける。この場合は、裁判中も任務を解かれる。

Ⅲ-1-4-2 議長、副議長と書記長

市議会の代表者である議長は、市議会の内部規定に定める方法で1年の任期で選出される。副議長と書記長も議長と同時に同じ方法で選出され、同じ任期を有する。議長が不在する又は障害に陥った場合は、副議長が議長を代行する。議長と副議長は、下記の権限と責務を有する。

- ① 市議会を主宰する。
- ② 公けの行事に市議会を代表する。
- ③ 市長の就任宣誓を司る。
- ④ 正議員が不在になる場合は、副議員を召集する。
- ⑤ 市議会の議事録、条例や決議に署名し、その履行を監視する。
- ⑥ 法律に定める自治体政府の義務、市議会の内部規定や自治体政府の運営規定を履行し、履行させる。
- ⑦ 市議会を召集し、自治体政府が介入する事柄を議会の審議にかける。
- ⑧ 都市開発計画に関する市民の参加と協力を喚起しつつ、自治体の問題とその解決策を提起する。

- ⑨ 市長が提出する計画やプログラム、財務報告、予算案、公債券や有価証券の発行計画、及び自治体の利害に関わる重要な事柄を、市議会の審議にかける。
- ⑩ 市議会の決定に従って、自治体政府の通信文書や公文書に署名する。
- ⑪ 他の公共機関、民間組織や一般市民と自治体政府の交流を促す。

書記長の権限や責務は、下記の通りである。

- a) 市議会の議事録を作成すると共に、公文書を作成する。
- b) 市議会が発する条例や合意書を認証する。
- c) 市議会の書類、台帳、調書や保管文書に関する記録を取り、保管と保存を監視する。
- d) 市議会秘書室の職員とその業務を指揮する。
- e) 法律の定めを予め満たした上で、管下にある証明書や公文書などの書類の合法複写を発行する。
- f) 法律、条例や規定に示す任務、及び市議会が委託する任務を遂行する。

Ⅲ-1-5 自治体政府の企画と調整

自治体政府の開発計画やプログラムは、Sistema Nacional de Planificaicon（国家企画システム）に準じて企画されなければならない。同じく、計画やプログラムの立案、作成、実施と評価も各部門を統括するシステム基準の原則や手順に従わなければならない。都市圏の開発計画やプログラムの作成や評価は、自治体政府の責任であることより、都市開発を企画する組織を自治体政府内に設営する、若しくは、既存の組織を統一又は調整しなければならない。企画能力や組織に欠ける自治体政府は、各分野の筆頭機関や上級機関に協力を仰ぐことができる。

自治体政府は、都市開発計画やプログラムの作成や実施に際して、中央政府、県庁その他の全ての公共機関が実施する国家規模、地方規模又は微地方規模の開発計画やプログラムと調整しなければならない。更に、実施する計画やプログラムが二つ以上の隣接した地方自治体に共通の利害を招く案件である場合、その計画やプログラムの調査や実施は、共通の利害関係にある自治体政府間で共同で行われる。

Ⅲ-1-6 資産と経済・行財政制度

Ⅲ-1-6-1 資産

地方自治体の資産は、自治体政府が支配権を行使する不動産と動産、権利証券、有価証券、株券や債券で構成されており、不動産、地所、不毛地や荒地、市街拡張用地、公園、広場、街路、歩行者道路や路地、立体交差点、大通り、水路・下水施設、湧水地、河川、河岸敷地、河川水路、河床、堤頂までの法面、家具、機材、機械、及び自治体政府が何らかの理由で購入した、又は購入するその他の物件が含まれる。更に、自治体政府は、市街地の拡張、街路や大通りの拡張、水路や下水の工事を行うために必要な土地を、収用条例を発令して、支度することができる。地方自治体の資産は、その用途や役割に従って、公共支配資産、私有資産及び共有資産に分類される。

Ⅲ-1-6-1-1 公共支配資産

自治体域内の共同体が制限なく利用できる資産である。この資産は、譲渡不能、差押え不能、及び時効制限不能であることより、地方自治体政府組織法その他に背いて取り決める、又は発令する行為、契約、決裁や既成事実は、何らの効力も持たない。公共支配資産は、更に下記に分類される。

①公共利用資産：

自治体域内の住民や滞在者の利用に供される資産であり、下記が含まれる。

- * 街路、大通り、交差点、橋、歩道、路地やその他の通行用設備。
- * 広場、公園、緑地、リクリエーションや市内の美化に向けられた空間。
- * 広い空地や荒地。
- * 歩道と歩道縁石。
- * 沢地とその法面や水路、市街地や市街拡張用地を流下する河川とその空間、河床と河岸敷地。
- * 住民の直接の利用、又は都市の美化に供されている湧水地やその他の水源。

②公共サービス資産：

自治体政府の任務である公共サービス業務を行うために購入又は建設され、その公共サービス業務の一部を成す資産であり、下記が含まれる。

- * 自治体政府の業務に仕向けられた不動産。
- * 教育施設、図書館、博物館、劇場などに仕向けられた不動産や設備、及び文化・社会・スポーツ的な性格を持つ資産。
- * 自治体政府が直営又は市営公社を通じて、又は上水道、下水道、街路照明、電話線網などの委託会社を通じて、サービス業務を提供するための不動産、設備、機材や機械。
- * 墓地その他、共同体向けのサービスに供する建造物や資産。

Ⅲ-1-6-1-2 私有制資産

公共のサービス業務を提供するためには仕向けられておらず、私有権の原則にもとづいて管理されている資産が私有制資産である。この資産には、市営公社の資産と株券、公債券やその他類似の金融投資も含まれる。

Ⅲ-1-6-1-3 共有制資産

二つ以上の自治体政府、又は他の公権機関や私権機関の財源で取得され、二つ以上の自治体政府や公共機関が共通の利害関係を持つものが共有制資産であり、その維持管理、用益や利益は、特定の合意にもとづいている。

自治体政府は、資本形成や投資を行うために、夫々の法的条件を満たした上で、証券、株券、公債券その他全ての類いの金融証券や有価証券を発行する又は取得することができる。同じく、委託、租借や法律に定める指示に従って、現在稼働中の基本サービスに部分的又は全面的に関与している資産、公債券や有価証券などで時機が来れば自治体政府の支配に復帰するものは、全て自治体政府の資産を成す。

自治体政府は、公共機関や半官半民企業の社会経済的な開発、又は公共サービス業務に関する計画やプログラムを実施するために、法律に定める手順に従って市議会が承認する特別決議にもとづいて、自治体政府管下の私有制不動産を供与する、用益権を提供する、又は賃借使用に提供する場合を例外として、自治体政府管下の私有制不動産を供与する、用益権を与える、又は賃借使用に提供することはできない。例外的な供与、譲与又は使用に供された私有制不動産が、特定の目的を達成しない場合は、自治体政府に返還される。

Ⅲ-1-6-2 自治体政府の契約と租借

自治体政府の契約は、現行の法規類に従い、且つ市議会の事前承認を得た上で、市長が締結する。融資、租借（委託）や取引きの契約を市長が締結する場合は、市議会の絶対多数の可決にもとづく承認を必要とする。導入した融資金は、適格に承認された自治体開発計画やプログラムにしか投資できない。融資金が承認された計画やプログラムとは異なる目的に使用された場合、その責任者は、刑法に従って処罰される。自治体政府は、サービス業務には仕向けられていない私有制資産を負債を賄うための保証担保物件にすることもできるが、この場合は、予め市議会の絶対多数の可決を得なければならない

自治体政府の職員が自治体政府と締結する契約や協定は、全て無効である。更に、職員の配偶者、祖先、子孫、又は4等親までの親族や2等親までの縁者を通じて、自治体政府と職員の間で締結される契約も全て無効である。

自治体政府の管下にある資産や公共サービスの開発につき、自治体政府が直営で開発しないものは、必然的に、公開入札による租借（委託）契約の対象になる。自治体政府の公共サービス業務や資産の開発に関する租借は、下記を網羅した契約によって譲渡される。

- ① 開発されるサービス業務の種類や投資額で決定される租借（委託）期間。この期間は、投下資本の回収と利用者から徴収する料金を比較した結果、更に長期間を要する旨が定められている場合を除き、10年を超えてはならない。
- ② 譲渡された租借（委託）権に対する租借料。租借料は、租借期間に対する一定金額で設定され、定期分割支払い、自治体政府の利益参加、又はこの二つを組み合わせる方法で徴収することができる。
- ③ 租借人が投下する資本とその償却。
- ④ 租借されたサービス業務や資産をベースにして、租借人が利用者から徴収する料金やレート。
- ⑤ 租借されたサービス業務や資産を自治体政府が監督する方法。
- ⑥ 租借人の義務遂行の保証。
- ⑦ 租借の対象になる全ての資産、改善、応用、利用権や行為は、租借期間の終了時点で、法律に従って、自治体政府に何等の負担もなく、無料で返却する旨が明記された条項。

- ⑧ サービス業務に関する全ての租借契約には、粗悪なサービスや欠陥のあるサービスの提供が明らかに認められた場合は、契約が失効する旨の条項を明記しなければならない。

サービス業務の租借に関する全ての契約は、租借を規定する現行法規類に従わなければならない。

Ⅲ-1-6-3 市営公社

自治体政府が直営で行うサービス業務の方が運営面、経済面、技術面や組織面で共同社会の利益に大きく適う、又はサービス業務を租借契約制で行うことが困難な場合、自治体政府は、管轄域内でサービス業務を提供する分権企業や分離企業を設立する、又はその設立に資本参加を行う権利を有している。市営公社とは、一つ又は複数の自治体域内の基本設備、救護、娯楽、文化、スポーツ、輸送やその他のサービス業務の必要性を満たす目的で、一つ又は複数の自治体政府が、独自で又は他の公共機関や民間組織と共同で設立した分権企業と理解される。

市営公社は、自治体政府の監督の下に独自の法人格と資産を有する。自治体域内に公共サービスを提供する目的を持つ全ての類いの公社は、自治体政府の計画やプログラムとの適合性を保証するために、自治体政府管下の適格な組織を介した監督と管理に服従する。

Ⅲ-1-6-4 市街地の用益と収用

自治体政府は、目的を達するために行政的規制、公共用益権、及び法律に従った収用を実施する権限を持っている。行政的規制とは、市街部の一般所有地に課される制限事項と理解される。この制限は、所有権を侵すものではなく、単なる市街地制限事項をなすものであることより、賠償金の支払い対象にはならない。

用益権とは、共同体の必要を満たすために、或る一定の不動産に対する自治体政府の権利と理解される。同じく、所有地の利用に影響する、影響しないと言った性格のものであることより、所有地が分断される場合を除いて、賠償金の支払い対象にはならない。所有地の分断は、土地の全面的収用ではなく、部分的収用と

理解される。 憲法、地方自治体政府組織法や関連法規類に従って、管轄域内の市街地不動産を収用する権限が自治体政府に与えられている。

収用に際しては、承認済みの計画やプログラムに従い、且つ収用物件の用途を定めた上で、市議会の絶対多数の可決で承認された条例をもって、予め公共利益性や社会利益性を宣言する必要がある。 収用の際の地価査定は、法律に従って実施される。 査定額の支払いでは、印紙税を除いた全ての料金、権利金、国税や市役所税やその他類似の負担や租税を免れている。 市議会が指示した収用に対する賠償金額は、次年度の予算に組み込まれていなければならない。

自治体政府の特定の目的を達成するために、公共的な必要性や利益に従って不動産を改築又は適合化するよう、所有者に明確に通告することもあるが、この場合は、下記の手順を満たさなければならない。

- ① 通告は、自治体政府が作成した計画やプログラムに従って、法律又は条例をもって手配されること。
- ② 所有者への要請事項として、法律、自治体政府の条例又は特定計画やプログラムに従って強制収用を行う可能性がある旨を通告する場合は、収用賠償金の推定額を必ず明記していること。
- ③ 強制収用を行うためには、所有者が改築又は適合化しなければならない一定期限を定め、期限満了時に不履行に陥っていること。

自治体政府と所有者の間で収用に関する合意が行われ、任意的な手続きが予め行われた後で、収用物件の引渡し協定書や公証書類を締結するための呼び出しに所有者が抵抗を示す、又は出頭しない場合は、民法判事が不承の所有者名義で協定書又は公証書類に署名することになる。

収用した物件に対する工事が2年以内に行われず、又は収用賠償金が支払われない場合、自治体政府は、計画の取り消しを正当化する条例を予め発した上で、収用した資産を元の所有者に返還しなければならない。

所有者は、法律に定める広さ以上の未建築地を市街地内に所有することはできない。過剰面積は、社会利益に供する建造物を造成するために、収用することができる。

Ⅲ-1-6-5 財政システム

自治体政府の財政システムは、資金の獲得を規制する一連の基準、及びサービス業務の提供や工事に割り当てる資金を規制する一連の基準で構成されている。自治体政府の資金獲得の手段である地方自治体税制で徴収された資金は、地方自治体の政策を実施するための資金であり、管轄域内の全ての地域に対して、均等に配分されるようにしなければならない。

自治体政府は、税金を国庫システムに適合させて系統化し、且つ管理するために、自治体政府有価証券（印紙類や納税用紙）を印刷し発行する権限を持っている。更に、中央政府と自治体政府の間の課税範囲を定める目的で、下記の課税支配権が定められている。

①独占的課税支配権：

自治体政府は、上院議会が承認した Ordenanza de Patentes e Impuestos Municipales（自治体政府課税・許可料金条例）に従った税金、許可料金、自治体サービス料金、公共事業分担金、改善事業特別分担金、市街地不動産の名義移転に対する特定税を夫々独占的に徴収する権利を持っており、これが、自治体政府の独占的課税支配権をなしている。この支配権には、市内の宣伝看板や有料の見せ物に対して課される許可料金も含まれている。

②連带的課税支配権：

自治体政府の管轄域内で展開される経済活動やサービス業務の提供に対して、中央政府と連帯で税金や許可料金を徴収する権利が自治体政府に認められており、これが、中央政府と自治体政府の連带的課税支配権をなしている。

③共同参加課税支配権：

自治体政府は、中央政府が徴収する税金の配分に共同参加する権利を持っており、これが共同参加課税支配権をなしている。

Ⅲ-1-6-5-1 経常収入と臨時収入

自治体政府の収入は、経常収入と臨時収入で構成されているが、下記の貢金で得た収入が経常収入とされている。

- ① 税金： 国民の或る活動や状態より納税者の義務として発生する租税。 国民に対する国の全ての活動は、租税の対象にはならない。
- ② 料金： 納税者個人に実際に提供する公共サービスに対して、その納税者が実際に払わなければならない義務的な料金。 この料金は、自治体政府の義務である公共サービス提供を行うための予算とは別の用途を持つてはならない。 国が介入しないサービスに対する支払いとして、利用者から受け取る金額は、この料金とは性格が異なる。
- ③ 特別分担金： 或る公共事業や国家活動で発生する便益に対する義務的な負担金であり、その金額は、事業や活動より派生する債務を返済するための用途以外に用いてはならない。
- ④ 改善分担金： 不動産の価格向上を発生させる公共事業を随うために定められた分担金であり、負担総額は公共事業の支出総額を超えてはならないし、不動産所有者の負担限界は、被益する不動産の価格上昇差額分である。
- ⑤ 許可料金： 定期的な支払義務を持つ料金であり、自治体政府管轄域内で一般的な経済活動を行っている者に課される。

下記が自治体政府の臨時収入を成している。

- 1) 企業との間に結んだ資本負担契約に基づき、自治体政府が受け取る全ての性格の配当金、利子又は分割金。
- 2) 法律で許可された借款その他の融資から発生する資金収入。
- 3) 自治体政府資産の賃貸や売却による収入。
- 4) 自治体政府宛ての寄付や遺贈。
- 5) 公共機関や民間組織から供与された補助金、譲渡金や特別分担金。
- 6) 自治体政府の資産に与えた損害に対する賠償金。
- 7) 債務能力限界を守り、法規類に従って契約導入された公債その他の公共融資で取得した資金。
- 8) 自治体政府の規定に対する違反懲罰金。

税金の滞納や不法申告は、納税法その他の法規類に従った罰金や利息の徴収で罰される。 自治体政府は、地方自治体税、許可料金、レートや分担金の割引や免除が法律で認められている場合を除き、割引や免除を行ってはならない。 自治体政府が管理する税金や許可料金などの割引や免除が、特別に認められている場合、その

手続きは、自治体政府内に於いて行われる。地震、洪水その他の自然災害が発生した場合は、これら税金や料金などの支払いが一時免除されることもある。

現行の Ordenanzas de Patentes e Impuestos Municipales（自治体政府課税・許可料金条例）を自治体政府が変更又は修正する場合は、上院議会の審議と承認を得なければならない。このために、条例の変更案や修正案は、予め大蔵省の技術的な判断や報告を得た上で、各国会年度の第30回定例会議が開催される前に、上院議会に提出するものとされている。大蔵省の技術的な判断や報告は、15日以内に出されるが、自治体政府がこの手続きを怠った場合は、条例の変更案や修正案は自動的に延期されて行く。変更案や修正案について、上院議会が60日以内に決議しない場合、その変更案や修正案は、自動的に効力を発する。

自動車税は、自治体政府以外の関係機関から情報を収集し調整する必要があることより、県都の自治体政府で営業している技術部署から事前報告を得た上で、査定価格が設定される。税金は、自動車が稼働している場所の自治体政府が受け取ることになる。

自治体政府に対する共同参加配分金は、憲法第 146条 3節の定めに従って、国庫に集中されてはならないことより、国税局は、その配分金を自治体政府の財務局に直接振り込まなければならない。国庫は、3ヶ月毎に勘定精算を行う。因みに、憲法第 146条 3節には、「国庫管下の部署で徴収された県庁、地方自治体政府、司法権や大学向けの資金は、国庫に集中される性格のものではない」旨が謳われている。

Ⅲ-1-6-5-2 自治体政府の債務

自治体政府の財政的な債務は、下記で構成されている。

- 1) 支出予算の実施段階で自治体政府が請け負った債務。
- 2) 法制に従って自治体政府が請け負った公共債務。
- 3) 自治体政府が第三者から受け取った資金で、法律に従って返済する義務があるもの。
- 4) 各年度の予算法で承認されてはいたが、期限内に予算消化を行わなかったことより派生する債務。

- 5) 源泉徴収者の資格より派生する債務。
- 6) 社会保障準備金や固定資産更新準備金。

Ⅲ-1-6-5-3. 自治体政府の予算と会計

地方自治体政府組織法では、『自治体政府の人件費予算は、いかなる場合も、各会計年度に獲得する全収入額の 50%を超えてはならず、残りの金額は、投資の形で固定資産の更新や市街地の開発工事に仕向けるものとする』旨が定められていたが、1996年 7月11日発布の法令第1702号により、『自治体政府の一般経費項目 10000（人件費）、20000（臨時雇用人件費）及び 30000（サービス費用）は、自治体政府の独占的課税支配権からの収入の 15%を超えてはならない』と修正された。但し、この規定をそのまま一度に適用すると、自治体政府の組織や運営に恐慌を来すので、同法令は、漸次的に一般経費を縮小すべく、全収入額に於ける一般経費の比率を1997年は 45%、1998年 40%、1999年 30%、2000年 20%とし、最終年度である2001年に目標の 15%に縮小すべく規定している。

更に、地方自治体政府組織法では、『国家予算は、特別規定に従って国内の自治体政府に配分するために、総収入の 0.5% の資金を“自治体共同参加”の名目で割当る』旨が定められていたが、この比率は、大衆参加法で 20%に改定された。自治体政府は、この資金を投資に使用し、如何る場合も一般経費に回してはならず、若しも一般経費に使った場合、責任者は、公金横領の罪で罰される。

自治体政府は、予算法やその他の関連法規類に従った基準や技術手順にもとづいて、予算案を作成しなければならない。予算の実施に当っては、市議会が決議書で明確に承認した各予算項目の資金を予め確認し、市議会の承認を再度得た上で、資金を他の予算項目に振替えることもできる。

自治体政府の物資、補給品又は固定資産の取得や購入は、公共部門の資産・サービス管理システムの基準に従って手配されることになっている。固定資産は、取得した日に、法律に従って資産目録に編入されなければならない。時の経過により老朽化した又は無用化した資産は、会計検査院の国家資産局を通じて定期的に競売に付され、その時点で、技術的に新しい資産と取り替えることになる。

自治体政府の会計は、統一経理システムの基準に従うと共に、管理手順や勘定用語もこのシステムの基準に統一させなければならない。

Ⅲ-1-7 自治体政府と市民の関係

市民、隣人会や市民会議所の権利と義務

地方自治体の住民は、権利と義務を最も好ましい形で行使するために、隣人会、市民会議所やその他の組織や団体に加盟することができる。これらの組織や団体の設立と運営は、法律で定められる。

自治体政府のサービス業務が良好に運営され、共同体の必要を効果的に満たすように、自治体の住民は、個人又は集団で自治体政府に要求する権利を持っている。同じく、居住区や市内の発展に協力すると共に、住民全体の社会的、経済的及び文化的な統一を心掛けなければならない。

自治体政府が不正行為や怠慢に陥って、住民に物質的な損害を及ぼした場合、住民は、市議会又は市長に抗議すると共に、損害補償を求めることができる。損害の見積りは、双方が指定する鑑定人によって査定されることになるが、鑑定人による査定とは別に、普通裁判に訴える権利も保留されている。

全ての住民は、自治体政府の条例や規定を守る、市内装飾物や公共サービス施設を保護し保存する、納税義務を規則的に遂行する、自治体の資産に被害を与える事実や行為を告発するなどの義務を持っている。

Ⅲ-1-8 自治体政府の創立、併合や廃設

自治体政府の創立や併合は、立法権の権限であり、種々の可能性や状態を審議する行政的及び技術的なプロセスを経た上で、法令の発布をもって行われる。自治体政府を創立するためには、連続した明確な領域と不変的な一定人口、及び自治体政府の支出や基本サービスの提供と管理に対応できる十分な独自の財務資金を要求される。

二つ以上の隣接し合った自治体政府は、サービス業務を効果的に提供する、及び住民の社会、文化、経済的な統一を最良に達成すると共に、行政の分割に因る同一民族の分裂を避けるために、お互いに併合して、一つの自治体政府連合体を編成することができる。

更には、他の自治体政府も持っている共通目的を達成するために、連帯責任を伴った自治体政府連合体を編成することもできる。この場合の連合体は、共通の計画やプログラムにもとづく特定の協定をもって編成され、計画やプログラムを実施するための自治体政府連合体資金を設営しなければならない。連合体を編成する自治体政府が連合体の目的に投資するために、法律で定められた独自の収入から夫々割り当てる資金が、自治体政府連合体資金と呼ばれる。計画やプログラムが終了したら、連合体は、理論的には解散されることになろうが、計画やプログラムで建設された基本構造物や施設の維持管理、又は別の計画やプログラムを実施するための協定を結んで、連合体を継続することもできる。

Ⅲ-2 大衆参加法と地方自治体

①先住民部落、農村共同体や隣人会などの共同体を国の法律・政治・社会経済的な活動に連携させる大衆参加プロセスを促進し確立する、②国の公共資産を良好に管理し、公正に分配してボリヴィア国民男女の生活品質の向上を目指す、③男女の差別なく、平等に国民を代表する機会を保証し、参加的民主主義のプロセスに国民の積極的な参加を促して、代表制民主主義を完成させる、④そのために必要な政治・経済的な機構を強化することを目的として、1994年4月20日に大衆参加法第1551号が発令され、その後も一連の修正法、細則令や補足令が發布されたが、上述した目的を達成するための主な手段として、下記の措置が取られている。

- a) 憲法第171条に従って、先住民の部落や共同体、農村共同体又は隣人会で構成されている Organizaciones Territoriales de Base (OTB's: 地域基礎組織又は基礎領土組織、以後は“地域基礎組織と称する)の法人化を認め、国の公共機関に連携させて行く。
- b) 郡行政区(小郡)を自治体政府の領域内に収めて、自治体政府の権限や任務を広げ、自治体を統治し開発するための資金を増やすと共に、自治体内の保健、

教育、スポーツ、農村道、小規模灌漑などの物理構造物の維持管理や更新を行う付帯責任をつけて、それらの構造物を自治体政府に移管する。

- c) 各県内の自治体政府や大学を通じて各県に割当てる大衆参加資金（共同参加配分金）が、各自治体の人口に比例して平等に配分される原則を定め、都市部と農村部に歴史的に存在する格差や不均衡を是正する。
- d) 国の公共機関が、その権限や任務を大衆参加法の枠内で行使するよう、公共機関の権限や任務を再整理する。

大衆参加法と関連法規類の概要を、順を追って以下に述べて行く。

Ⅱ-2-1 地域基礎組織

大衆参加の主体は、昔から存在している伝統、習慣や規則に従って組織されている先住民部落、農村共同体や隣人会などの共同体である。大衆参加法に述べる Organizaciones Territoriales de Base (OTB's:地域基礎組織)とは、教育水準、職業、年齢、性別や宗教に関係なく、或る一定の領土空間を占める共同性や隣人性を持った一つの単位の組織団体であり、その組織団体が位置する領域を管轄している自治体政府を通じて、国の制度や組織と関係を保っているものと理解される。更には、一つの自治体政府の管轄域内に位置し、伝統的な慣習や設立定款をもって組織され、既に法人資格が認められている共同組織の連合体である Capitánias (カピタニア)、Ayllus (アイルユス)、農民労働組合の支部、本部や連盟その他も基礎領土組織の連合体として認められている。

上述した共同体の伝統、習慣や規則などに従った組織内から選出された男性又は女性、Capitan (カピタン)、Jilacata (ヒラカタ)、Curaca (クラカ)、Mallcu (マルク)、Secretario (農民労働組合の書記)やその他の役職者が地域基礎組織の代表者として認められている。

地域基礎組織を成す共同体の定義は、下記の通りである。

①先住民部落共同体

スペイン人による征服以前又は入植時代前から、当地に定住していた民族の子孫であり、現在の国家領域内に定着している民族共同体。独自の歴史、組織形態、言語や文化的な特徴を持って、一つの社会・文化的な単位を形成している共同体。

共同体内部の社会・経済・政治・文化的な活動を通じて生活空間の管理を行うと共に、他の共同体と交流している。自治体政府の Distrito Administrativo (行政管区) に存在する先住民民族性を持った Tentas(テンタス)、Capitanias (カピタニアス)、Cabildos Indigenas del Oriente (カビルドス・インディヘナス・デル・オリエンテ)、Ayllus (アイリュス)などの先住民共同体やその他の組織形態を地域基礎組織とする。

②農村共同体

生産・経済・社会・文化的な活動を展開する共同地区を共有する集落や村落で構成された農村地帯の社会組織単位。農民労働組合やその他の組織で、農村共同体の全住民を代表するものを地域基礎組織とする。

③隣人会

公共サービス業務の提供を要求、取得及び維持すると共に、一定区域内で生産・経済・社会・文化的な活動を展開する目的で、市町村の一定区域に住居を構えた人々で組織された市民団体。各自治体政府は、住民と話し合いの上で、一つの単位の隣人会区を設定し、その隣人会を地域基礎組織として認める。

地域基礎組織は、役員会を編成しなければならないが、役員会のメンバーには、男女の差別なく女性を参加させ、同じ機会と役割を持たせなければならない。更に、地域基礎組織に於ける青年や老人の積極的な参加を促さなければならない。

Ⅲ-2-1-1 地域基礎組織の法人化

大衆参加法は、或る一定地域の都市住民や農村住民を合法的に代表する組織として、地域基礎組織の法人化を認めている。都市部の場合は、自治体政府（市役所）が定めている市内行政区（市区）の隣人会などの組織団体、農村部の場合は、既存の先住民共同体や農村共同体が夫々地域基礎組織に該当するが、地域基礎組織を名乗るためには、大衆参加法に定める規定に従って、登録されていなければならない。地域基礎組織は私権組織であり、その設立や運営は公権の制度から独立していることより、公共の機関や組織の干渉を受けることはない。

法人登録の手続きは、県庁又は副県庁（郡派出所）で無料で行われる。郡内の各行政区に所在する先住民共同体、農村共同体や隣人会が、地域基礎組織として法人登録を行う場合は、各行政区を管轄している自治体議会（以後、市議会と略称）か

ら地域基礎組織としての承認決議を事前に受けなければならない。このために、先住民共同体や農民共同体は、共同体の領域、代表者の任命方法と代表者リスト、共同体を構成する家族数を市議会に提出しなければならない。隣人会の場合は、この他に設立定款と内部規定書を提出しなければならない。

地域基礎組織は、市議会の承認を得た上で、夫々の性格に応じた議事録台帳、地域基礎組織結成総会の議事録、代表者又は役員任命記録書、組織定款、内部規定、組織が活動している地域空間などの一連の公文書を、県庁又は副県庁（県庁支所）に提出しなければならない。県庁又は副県庁は、この条件を満たした組織団体に、県庁令又は郡長令をもって地域基礎組織の法人格を与える。県知事又は郡長は、条件を満たしている地域基礎組織の登録を却下することはできず、何らかの不法行為や怠慢で登録を怠った場合は、責任を負わなければならない。更に、大衆参加法が発令される前に、既に法人資格を得ていた地域基礎組織が、本法に定める権利を得るためには、夫々の事例に従って県庁か副県庁に登録しなければならないが、県知事又は郡長は、その登録申請に対して何等の異論や反論を挟むことはできない。

地域基礎組織の連合体が一つの自治体領域を越えて編成されている場合の法人登録は、連合体を編成している全ての地域基礎組織が夫々の法人資格を備えている旨の検事の証明書を添えて、県知事又は郡長に申請しなければならない。

大衆参加の権利や義務を果たす地域基礎組織の代表権は、各行政区に一つしか認められない。即ち、一つの行政区に複数の地域基礎組織が存在する場合は、それらの組織が連合又は合併して、一つの代表的な地域基礎組織を編成し、代表権を統一した上で、県庁又は副県庁に登録することになる。大衆参加法に準じて法人格を得た地域基礎組織の代表者は、国の法規類に定める全ての民法的行為に関する権利や義務を果たすための法的資格を得る。

同じ行政区に一つ以上の地域基礎組織が存在し、それらの中で代表権に関する紛争が生じ、合意や解決に至らない場合は、その地区を管轄する市議会による行政決議をもって、いずれかの地域基礎組織に代表権が与えられることになる。但し、代表権の譲与は、当事者のいずれかが、その後の法的手段に訴えることを妨げるものではない。紛争が続く間は、紛争の当事者の一方である地域基礎組織に認められた権利は、停止処分を受けることになる。自治体政府と管轄域内の共同組織団体は、地域内の不必要な分裂や不和を避けるべく探求し、地域基礎組織の組織化、

団結や組織強化を確立すべく、努力しなければならない。更に、地域基礎組織が伝統、習慣や内部規定に従って地域内に編成した共同組織体は、県庁や県庁支所から地域基礎組織の内部組織として認知される

同じ地区に存在する他の民間団体や社会団体は、夫々の分野について規定する法規類に従って地域基礎組織の一部をなす、又は性格が全く異なる組織団体として存在することになるが、地域基礎組織の一部をなさない市民団体、同業組合、労働組合、生産組織、宗教団体、同職者団体や非政府機関などの民間団体や社会団体は、各団体の性格に従って活動を展開するが、いずれも大衆参加の目的達成を目指して、地域基礎組織と連携して行かなければならない。

Ⅲ-2-1-2 地域基礎組織の権利と義務

地域基礎組織は、大衆参加法によって自治体政府に移管された公共サービス業務を監督する権利の他に、下記の権利を有する。

- ① 共同体の必要に応じた教育、保健、スポーツ、基本衛生、小規模灌漑、農村道、市街地開発や農村開発などのサービス業務の提供や建設工事を自治体政府や他の実務機関に提案又は申請すると共に、それらのサービス業務や建設工事を管理し監督する。これに関し、自治体政府や実務機関は、域内の地域基礎組織や共同体が確認している必要性を念頭に置いて、建設工事やサービス業務を提供しなければならない。
- ② 環境保全、生態均衡や持続開発を促し、その活動に参加する。
- ③ 公共機関が提供する活動、決定、サービス業務や工事が共同体の利益に反する場合は、その行動、決定、サービス業務や工事を変更又は修正するように訴えて、修正させる。
- ④ 自治体政府の管轄域内で教育や保健に携わる当局者や担当者の勤続を承認する、又はその交替を提案すると共に、法律に定める範囲で教育業務や保健業務の運営に参加し、業務遂行を監督する。
- ⑤ 大衆参加資金に関する情報を常に取得し、資金の正しい使用を監視する。

地域基礎組織は、上記の権利に対し、下記の義務を果たさなければならない。

- a) 正規・非正規教育、住居改善、健康管理や保健、スポーツの大衆化、及び生産

技術の向上などに優先的に対応する、及び共同社会の福祉向上を目指す工事を
選択して優先化すると共に、工事の実施や管理に参加して協力する。

- b) 工事の実施や公共サービスの管理に、共同奉仕作業をもって参加し、協力する。
- c) 国や地方自治体の資産と共同体の資産の維持、管理や保存に協力する。
- d) 共同体を代表する行為に付いて共同体に報告すると共に、その行為にかかった
経費を精算する。
- e) 大衆参加法で認められた権利を守るための行政的手段や法的手段を行使する。
- f) 共同体の男女が、共同体の活動に平等に参加するよう奨励する。

Ⅲ-2-1-3 監視委員会

大衆参加法に定める権利と義務を行使するプロセスに於いて、夫々の自治体政府と
地域基礎組織を連結させるために、夫々の地域基礎組織が該当地域内から選出した
代表者 1名からなる Comite de Vigilancia（監視委員会）が、地方自治体域内に
編成されている。監視委員会は、市民組織であり、その組織や運営は公共機関から
完全に独立していることより、公共機関は、監視委員会に干渉することはできな
い。監視委員会の主な権限は、自治体政府に割り当てられる大衆参加資金（共同
参加配分金）が合法的且つ良好に運用されるよう監督すると共に、自治体政府が締
結する協定や契約について監視することにあるが、具体的には下記の権限を有する。

- ① 地域基礎組織が権利を行使する手段をなすと共に、自治体政府の大衆参加資金
が都市部と農村部に平等に投資されるよう監視する。
- ② 自治体政府の一般経費が、大衆参加資金の15%を超えないように監視する。
- ③ 大衆参加資金の予算、及び自治体政府が実施した経常支出や投資について表明
する。この表明は、マスコミ手段を通じて公表すると共に、憲法に定める権
限を行使すべく、コピーを中央政府に送付する。
- ④ 自治体政府が策定し実施する Plan de Desarrollo Municipal（自治体開発プ
ラン）と Plan Anual Operativo（年間業務計画）について審議し表明すると
共に、年間業務計画の予算や実務の実行を監視する。
- ⑤ 自治体政府の種々の業務に欠陥が認められる場合は、憲法第 7条の権利、及び
地方自治体政府組織法第 115条の権利と義務に従って、自治体政府に良好な業
務運営を要求する。因みに、憲法第 7条には国民の権利が述べられている
一方、地方自治体政府組織法第 115条には、『市民、隣人会や市民会議所は、
自治体政府のサービス業務が良好に運営され、域内共同体の必要性を効果的に

満たすよう、個人又は団体で要求する権利を有する。 同じく、住んでいる地区や町内の発展に協力すると共に、住民の社会・経済・文化的な統合を心掛ける」旨が謳われている。

- ⑥ Defensoria de Nino, Nina y Adolescente (青少年擁護局) が、その役割や責務を果たすように監督し、場合によっては、責務の良好な遂行を要求する。

監視委員会の法人化の手続きは、地域基礎組織と検討し設計した運営規定や市議会の認証書を添付して、県庁に申請しなければならない。 申請書を受理した県庁は、10日以内に監視委員会に法人資格を与える。

監視委員長は、域内のマスコミを通じ且つ各委員宛ての通知書をもって、Ⅲ-2-1-5項：“社会管理基金”に後述する会議に委員を召集するが、召集通知は、15日の余裕期間をもって行われる。 会議に於いて、自治体政府の市長と市議会の議長は、地域基礎組織や監視委員会から提案された案件に対する自治体政府の判断や決定事項を説明しなければならないし、監視委員会は、その内容を検討した上で、自治体政府や市議会に対して、是認又は否認を表明する。 更には、自治体政府に条例や決議書の提出を要求し、その是認や否認を表明する。 自治体政府は、監視委員会が社会管理業務を満足に遂行できるよう、年度業務計画書、予算実施状態、及び、予算が修正された場合はその内容など、監視委員会が要請する全ての書類を提供しなければならない。

監視委員会は、自治体政府の業務を追跡して評価するために、自治体政府の年間業務スケジュール、工事やプロジェクトの進捗予定、議事録などを記録する台帳を備える。 自治体住民の参加的な企画にもとづいて、地域基礎組織が提案し、監視委員が会議の席上で自治体政府に要請した地域基礎組織の社会需要は、会議の議事録に明確に記載されていなければならない。

監視委員会は、委員会の組織形態、業務形態や役員の選出方法を独自に定める。 更に、自治体政府がその施設内に無償で提供する事務所と家具類を備えている。

Ⅲ-2-1-4. 監視委員

一つの地方自治体域内に、一つの Seccion Municipal (行政区=市区又は行政管区)しか存在しない場合、地域基礎組織は、夫々3人の正監視委員と副監視委員を選出

し、二つ以上の行政区が存在する場合は、各行政区から夫々2人を選出するが、監視委員に選出されるための資格は、域内に住んでいる青年男女であること、及び域内の地域基礎組織から指名されていることが条件となる。監視委員の任期は2年であり、再任も可能であるが、正監視委員に死亡、辞任、裁判による有罪、解任、休職、身体障害や病気などの事由で障害が生じた場合は、副監視委員が任期を全うする。監視委員の資格認証は、地域基礎組織から提出された正監視委員と副監視委員のリストにもとづいて、市議会が発行する。

監視委員は、少なくとも半年に1回は、監視委員会の監督業務や活動を地域基礎組織に報告すると共に、地域基礎組織から報告の要請を受ける、又は監視委員会が報告の必要がある旨を独自に判断した場合は、その都度報告する義務がある。更に、①前項に示した監視委員会の権限の行使を監視委員が怠った場合、②正当な理由なく、監視委員会の会議に3回連続して欠席した場合、又は1年間に計5回欠席した場合、及び③監視委員としての任務や活動の結果、又は委員会の決議事項などを担当する行政区の地域基礎組織に報告しない場合は、解任の事由をなす。この場合、地域基礎組織は、怠慢に至った監視委員を解任し、副監視委員を正監視委員に任命する。

地方自治体の内部に、各分野の管理や監督を担当する部門別委員会が編成される場合、その委員会は、監視委員会と歩調を合わせて活動し、活動の結果を監視委員会に報告しなければならない。監視委員会は、部門別委員会に代表者を派遣する。

II-2-1-5 Fondo de Control Social (社会管理基金)

地域基礎組織の必要性を自治体政府に繋ぐと共に、自治体政府の行政行為や大衆参加資金の良好な運用を監督するために、監視委員会が設けられているが、監視委員は、これまで無報酬で業務に携わらねばならず、会議に出席するための交通費も出なかったことより、日常の仕事を放棄してまで任務を果たす意欲を持たせるに至らず、委員長その他一部の役員が任務を負い被ったり、農繁期には、委員会の機能が殆ど麻痺するなどの支障を来した。この状態を改善するために、中央政府は、政令第24790号をもって、以下に述べる Fondo de Control Social (社会管理基金) を Ex-Secretaria Nacional de Participacion Popular (元大衆参加庁：現戦略的開発・大衆参加次官室) の管下に創設し、1998年の予算年度から運営されている。

社会管理基金の資金源は、国庫が毎年割り当てる予算、地域基礎組織、共同体連合組織や監視委員会の分担金、及び国際協力資金で成り立っており、下記目的のために使用されている。

- ① 下記の会議を自治体政府所在地で開くために、監視委員の日当と旅費。
 - a) Plan de Desarrollo Municipal (PDM:地方自治体開発プラン)に従って、自治体政府が次年度の Plan Operativo Anual (年度業務計画書)を策定するに当たり、担当地域の基礎組織の需要を自治体政府に知らせる目的で、毎年9月下旬に開かれる会議。
 - b) 自治体政府が年度業務計画案を市議会に提出する15日前に、その計画案内容を知り、承認又は却下すると共に、自治体政府の前年度の予算実施や業務成果を知る目的で開かれる会議。
 - c) 自治体政府の上半期の予算実施や業務成果を知る目的で、毎年7月の第1週に開かれる会議。
 - d) 年度業務計画書の修正や変更を提案する、又は市議会が承認した修正や変更を知るために、毎年8月の第4週目に開かれる会議。
- ② 域内の社会需要を知ると共に、工事の実施状況を確認するために、監視委員会が行う現場視察の日当と交通費。

監視委員の日当と交通費は、一日当たりで最高 75 ポリヴィアーノス (Bs) である。会議や視察旅行は、1回につき少なくとも2日間の予定で開催される。更に、上記の目的で会議や視察に参加する小郡や自治体行政区の代表者も、社会管理基金から日当や交通費を受けることになっている。前述した如く、監視委員会の事務所や家具類は、地方自治体政府が負担することになっていることより、社会管理基金の負担の対象にはならないし、上記の日当や交通費以外の監視委員の報酬やその他経費も、その対象にはならない。

社会管理基金は、各地方自治体の人口に合わせて、下記の年間予算を割り当てる。

a) 5,000 人以下	Bs. 8,000.-
b) 5,000 ~ 15,000 人	Bs. 10,000.-
c) 15,000 ~ 50,000 人	Bs. 12,000.-
d) 50,000 人以上	Bs. 14,000.-

上記の金額は、自治体政府の銀行口座に振り込まれ、自治体政府が、その都度監視委員会に払って行く。監視委員会は、会議や視察を行う2週間前に、必要経費の支払いを自治体政府に要請し、入金した上で、会議又は視察の当日に参加者に支払う。自治体政府は、監視委員会からの支払い要請を無視する、又は支払いを理由なく延ばすことはできず、要請をうけたならば、即刻支払わなければならない。

監視委員会は、政府管理監督法第1178号を遵守して資金を運営すると共に、資金の用途、管理方法やその結果について、毎年11月中旬までに、戦略的開発・大衆参加次官室に報告しなければならない。この義務を怠った場合は、次年度の資金割り当てを停止される。

Ⅲ-2-2 自治体政府

自治体政府の管轄領域は、郡行政区（小郡）と一致し、郡行政区には、一つの自治体政府しか存在しない。国の首都や県都、いわゆるスクレ、ラパス、サンタクルスなどの各都市の自治体政府の管轄領域は、市内のみでなく、郡行政区（小郡）全体を含んでいる。大衆参加法発布当時の1994年には、311の地方自治体が全国に存在していたが、1998年3月には、サンタクルス県 Warnes (ワルネス)郡の第二行政区として Okinawa-II に地方自治体が制定され、1999年3月には、同じくサンタクルス県の Nuflo de Chavez (ニューフロ・デ・チャベス)郡に San Antonio de Lomerio と San Ramon の二つの地方自治体が制定され、現在では 314の地方自治体が存在している。但し、Okinawa-II地方自治体は、1999年度から大衆参加資金を受けることになったが、San Antonio de Lomerio と San Ramon は、1999年度の予算編成に間に合わなかったことより、地方自治体として機能するのは2000年からである。各県に於ける地方自治体の数と夫々の人口は、末尾の添付資料“県別地方自治リストと人口”を参照しよう。

地方自治体政府組織法に述べる自治体政府の組織や役割などの概要は、Ⅲ-1項“地方自治体政府”で述べたので、本項では、大衆参加法と関連法規類に述べる自治体政府の新しい役割や任務などを記述する。

Ⅲ-2-2-1 物理構造物の移管

大衆参加法は、それまで中央政府が管理していた保健衛生、教育、文化、スポーツ、

農村道（市町村道）、小規模灌漑などの公共サービスに供されていた不動産や動産の所有権を、地方自治体政府に無償で移管した。移管された施設や構造物の概要は、下記の通りである。

① 元人材開発省の保健庁（現保健・年金省）の管下にあった2次・3次医療施設、地域病院、地区保健センターや保健所。

保健所、診療所、保健センターからなる1次医療施設、基本的な4医療分野（産婦人科、小児科、一般外科、一般内科）を提供している病院からなる2次医療施設、或る専門分野の医療を提供している専門病院と病院法一般規定第5条に示す専門医療を提供している病院、及び地域総合病院からなる3次医療施設が含まれている。

② 就学前教育、初等、中等レベルの公立教育施設。

教育部門の施設の移管には、就学前教育、初等教育、中等教育レベルの正規教育、及び非正規教育を行う国家所有の全ての施設が含まれている。国が所有する施設で、教育業務について他の機関や民間組織と協定が結ばれているものは、その協定を維持した状態で移管されている。更に、移管された教育施設が民間の所有物であり、賃借料を払っている場合、自治体政府は、その賃借料を負担しなければならない旨が定められている。

③ 全国規模又は国際規模のスポーツ施設を除いた、スポーツを大衆的に実践するための施設や多目的スポーツ競技場。

国営又は県営のスポーツ施設を除いた、全てのスポーツ科目に供される施設が含まれている。施設の管理について、中央政府又は県庁と他の機関や民間組織の間に協定が存在する場合、施設の移管を受けた自治体政府は、その協定を尊重しなければならない。

④ 国有の小規模灌漑設備と農村道（市町村道）。

農村共同体が建設した、又は国が建設したが農村共同体が管理し運営している小規模灌漑設備を除いた、全ての設備が移管された。農村道では、国が管理する幹線道路（国道）と県庁が管理する準幹線道路（県道）を除いた、全ての市町村道が移管された。但し、建設機械や機材は、自治体政府には移管されず、県庁に移管されたことより、農村道の整備に機材を必要とする場合は、県庁の支援を受けるものとしている。

⑤ 国の重要財に認められている施設や各県内にある大学が所有する施設を除いた、中央政府管下の文化会館、図書館、博物館やその他。

国の文化財、大学の管下にある施設、又は特定の国際協定にもとづいて国家機関が管理する博物館、文化会館、図書館や考古学的遺跡を除いた施設や遺跡が移管された。

地方自治体政府は、移管された施設や構造物の運営や管理について、夫々の分野の筆頭機関である省庁と協定を結び、運営や管理形態を決めることができる。更に、医療施設に於いて理事会を編成する必要がある場合は、保健・年金省と協定を結んだ上で、理事会を編成することができる。理事会は、1施設の単位で設けてもよいし、複数の施設を纏めたグループ単位であってもよい。教育、文化やスポーツの分野に於いても理事会を編成する必要がある場合は、教育・文化・スポーツ省と協定を結んだ上で、その編成を行うことができる。

上記の如く、不動産や動産は自治体政府に移管されたが、保健、教育、文化、スポーツ、農村道（市町村道）、小規模灌漑も含めた灌漑などの各分野に関する中央政府の政策や行政基準を無視して、独自の政策や行政基準を定める権限は、自治体政府にはなく、あくまでも中央政府の政策や行政基準に準拠しなければならない。更に、中央政府は、教育と保健の両部門に提供される社会サービス業務の統一性を確保すべく、教育部門の教員や技術員、及び保健・医療部門の医局員や専門員を統括する権限や責任を保っている。

中央政府の教育政策や保健・医療政策を実施する責任者である教員、医局員、専門員、技術員や事務員は、中央政府の管下に置かれ、報酬も中央政府が賄っている。但し、医療施設の管理部門やサービス業務部門の職員を国家予算に定めている員数以上に配置する必要がある場合、自治体政府は、施設が提供する医療サービスで得る自己収入金の一部を追加職員の報酬の支払いに回すよう、許可することができる。

尚、元地方開発公社が行っていた自治体政府管下の工事やプロジェクトで、大衆参加法発布以後に実施しなければならないものは、その実施部分も含め且つ地方開発公社の債務を付帯して自治体政府に移管されたが、公共投資システムに従って工事やプロジェクトを評価した結果、技術的又は財務的な理由で自治体政府に移管できなかったものは、地方開発公社の組織や任務を吸収した県庁の管下に置かれている。

Ⅷ-2-2-2 自治体政府の権限の拡大

大衆参加法が発布される以前の自治体政府の領域は、都市部又は市街部の限られた或る一定空間であったが、大衆参加法により、領域が郡又は小郡全域に拡張され、自治体政府の権限は、郡や小郡の農村部にも及ぶことになった。更に、地方自治体政府組織法に定める権限の他に、以下の項目に付いても権限を持つことになった。

- ① 大衆参加法で移管された不動産や動産も含め、地方自治体政府が所有する不動産や動産の整備、維持や改善を管理及び統制し、その使用を規定する。
- ② 保健・医療部門のサービス業務に於ける医薬品や食料品も含め、保健医療、基本衛生、教育、文化、スポーツの各部門の施設やサービス業務を適格に運営するために必要な機材設備、家具類、教材、消耗品、補給品を整備し、その使用を管理し監督する。
- ③ 地方自治体内の教育当局者、校長、教職員の職務遂行を、夫々の規定に従って監督し、彼等が満足に職務を遂行している場合は、任務の継続を批准する、若しくはは、その転属や解雇を、地域基礎組織や監視委員会から正当な要請にもとづき、又は自治体政府直接の処理手順を講じて、県庁の教育当局者に提起する。
- ④ 保健部門当局者が、公共保健部門の規定に従って効果的な保健サービス業務を提供するように監督すると共に、保健部門当局者の任務継続の批准又はその交替を、地域基礎組織や監視委員会の要請に基づき、又は自治体政府直接の処理手順を講じて、県庁に提起する。
- ⑤ 中央政府が発布した技術的な基準や一般的な規範に従って、都市部と農村部の地籍管理システムを管理する。
- ⑥ 自己収入金を徴収するために必要な納税者登録原簿を、中央政府が承認している Plan Nacional de Uso de Suelos（国家土地利用計画）や都市部・農村部地籍簿にもとづいて管理する。
- ⑦ 文化的又は歴史的な資産や遺産を修復し、全て意味での文化表現を促す。
- ⑧ スポーツの大衆化と競争力の向上を目指したスポーツ活動を奨励し、促進する。
- ⑨ 小規模灌漑工事や農村道建設工事などを通じて、農村の開発を促す。 そのためには、独自の技術や他の応用技術を駆使する。
- ⑩ 教育、文化、保健、スポーツ、農村道や基本衛生の分野に、新しい構造物や施設を建設して整備する。

- ⑪ 自治体領域内を通る準幹線道路（2級道路又は県道）や農村道の維持管理に寄与する。
- ⑫ 地域基礎組織や監視委員会の要請、請願や申請に応じると共に、これらの組織が行う社会管理に対応する。
- ⑬ 学童を対象にした朝の給食も含め、Programa de Alimentacion Complementaria（補足給食プログラム）に対応する。
- ⑭ 上述した自治体政府の様々な活動に、女性の参加を取り入れる政策を奨励し、促進する。
- ⑮ 青少年の保護や権利の遵守を促す技術期間である Defensoria de Nino, Nina y Adolescente（青少年擁護局）を設営し、域内の青少年を保護し防衛する。

Ⅲ-2-2-3 地方自治体行政区

Distritos Municipales（地方自治体行政区）は、自治体政府の管轄域内に位置する行政的な区画であり、自治体政府の支所的な性格を持ち、そこには Agente Municipal（行政代行官）若しくは Subalcalde（副市長：以後は区長と称する）を配置し、行政を分権化して担当させている。例えば、広範な農村地域を管轄する自治体政府は、先住民部落や農村共同体などの地域基礎組織の単位に合わせて行政を行き届かせるために、管轄領域を農村行政区に区画化して代行官を配置し、自治体政府の行政の中継的な任務を委ねている。更に、地理的に農村行政区よりも大きい又は小さい社会的、文化的、生産的又は経済的な部落や共同体が存在する区域には市区を制定し、区長を任命している。自治体政府の公共サービス業務は、この農村行政区や市区に適合させて運営されなければならない。

他方、大きな人口を抱する都市部の自治体政府は、市内を区画化して行政区を設け、区内の住民の中から市長が直接任命する区長を配置している。

地方自治体は、下記の目的で行政的に区画化されている。

- ① 自治体政府の行政業務の効率化と、技術、人的資源、資金などの適切な利用を促す。
- ② 資金の運用や部門政策の適用に関する各担当機関や組織の能率の改善を促す。
- ③ 地方自治体の開発計画が住民の参加をもって企画されるよう、地域基礎組織や監視委員会の積極的な参加を容易にする。

- ④ 地域基礎組織の社会・文化的な統一を尊重する。
- ⑤ 地方自治体の域内に存在する地理的・経済的・生態的・生産的な単位の適切な利用に寄与する。

地方自治体を行政的に区画化する際は、既存の政治・行政的な区画、住民の分布と人口密度、社会経済的な単位とその統一性、保健や教育のサービス業務、経済的な面と生産的な面、物理・環境的な事柄、及び道路網やアクセスの可能性を考慮しなければならない。これらの判断基準は、現在中央政府が行っている国土整理政策や各地方自治体の特徴に合わせて適用される。行政の区画化は、自治体政府と、自治体内でお互いに関係している公共行為者や社会対象者の間で歩調を合わせた上で、大衆参加的に実施されなければならない。行政区は、地域基礎組織が行う申請にもとづいて、住民行政区、生産行政区や生態行政区などの如く、行政区の区画化を正当化し確認するための特徴を定めた市議会の条例をもって設定される。

自治体政府は、持続開発・企画省が発布する Planificacion Municipal Participativa（地方自治体の参加的企画）と独自の自治体土地整備計画に従って、管下の全ての行政区を対象にした Plan de Desarrollo Municipal (PDM：地方自治体開発プラン)と Plan Anual Operativo (PAO：年度業務計画)を作成しなければならないが、この年度業務計画にもとづいた計画、工事又はサービス業務を実施する資金の管理は、行政区の主管者（行政代行官や区長）に委託することもできる。

III-2-2-3-1 行政代行官と区長

農村地域の行政代行官は、農村共同体の域内に住み、共同体住民による一般投票で選出された者でなければならない。農村地域の行政代行官の任期は、地方自治体の市議会議員と同じである。都市部の区長は、指定された地区の行政を管理する責任者であるが、その任期は一定的ではなく、市長は何時でも区長の交替を決定することができる。行政代行官と区長は、共に下記の権限を有する。

- a) 行政区内の地域基礎組織が、本法に定める権利と義務を行使するよう支援する。
- b) 行政区の範囲で、自治体政府から委託された役目を果たす。
- c) 行政区の地域基礎組織が、大衆参加法に定める権利と義務にもとづいて行う要請や管理行為に対応する。

Ⅲ-2-2-4 行政管区

公共サービス業務の提供、国勢調査や選挙民人口調査、農村部又は都市部の計画の立案などを容易にするために、自治体政府又は自治体政府連合体の管轄領域を一つの Distrito Administrativo（行政管区）の単位にまとめることが認められている。農村部や都市部の行政管区は、大衆参加法に定める大衆参加機構に編入されており、公共サービス業務を提供する全ての機関や組織は、そのサービス業務を行政管区に適合させて行わなければならない。

Ⅲ-2-2-5 土地利用計画

自治体政府は、国土整備計画や県内土地利用計画に従って、地方自治体域内の市街地や農村地域の土地利用を企画し規制する技術的及び規範的な手段として、Plan de Uso del Suelo Municipal（地方自治体土地利用計画）を策定しなければならない。この土地利用計画には、下記の点を考慮した市街地土地利用計画と農村土地利用計画が含まれているものとする。

① Plan de Uso del Suelo Urbano（市街地土地利用計画）

本計画に於いては、市街地の面積、現在の人口と将来の推定人口、共同活動や公共サービス、将来行われる市街地開発などの予定に従って、市街区画と土地利用の種類や等級を夫々明確に定めて、正当化しなければならない。

② Plan de Uso del Suelo Rural（農村土地利用計画）

この計画は、各分野の筆頭機関が定める規定、社会経済的な状態、資源や資金への到達性、雇用源の拡大の可能性、現在の土地利用、生産設備や基本構造物、現在の開発利用権などを考慮して作成される。

上記の土地利用計画は、自治体政府条例で承認された計画書を持続開発・企画省の戦略的開発・大衆参加次官室に送付され、本次官室の検討結果や報告書にもとづいて、大統領と持続開発・企画大臣が最高決裁令で批准した後、効力を発する。

Ⅲ-2-2-6 市街地

自治体政府は、条例をもって市街地を設定することができるが、市街地として公認

されるためには、大統領と持続開発・企画大臣が発布する Resolucion Suprema (最高決裁令) を必要とする。このために、自治体政府の条例は、持続開発・企画省の戦略的開発・大衆参加次官室の技術的な調査や検討に処される。市街地の拡張や変更も同じように処理される。市街地の資格を得るためには、下記のいずれかの条件を満たしていなければならない。

- ① 2,000人以上の人口を抱えていること、
- ② 人口が2,000人以下の場合でも、電力、基本衛生設備、教育施設及び保健施設を備えていること。

市街地は、土地利用計画にもとづいて住民が定住する場所であり、住宅区域、教育施設、保健施設、娯楽・リクリエーション区域、2次産業や3次産業区域などが区画化されていると共に、連続した街路網や上下水道網を備える空間を用意していなければならない。自治体政府は、人口集中状況、土地整備、基本サービスの整備の可能性などに従って、域内に一つ以上の市街地を制定することができる。市街地に位置する土地は、市内土地として利用される面積や構造を備えている他、その土地を登記して、都市不動産税を納めなければならない。

III-2-2-7 青少年擁護局

Defensoria de Nino, Nina y Adolescente (青少年擁護局) は、青少年や児童を社会的及び司法的に常に保護するために、自治体政府に常設された社会サービス組織であり、Codigo de Menor (児童法) の定めに従って、青少年や児童の権利を守る責務を負っている。全ての自治体政府は、各々の特性や組織構造に従って組織運営される青少年擁護局を設立していなければならないが、域内の人口密度、自治体行政区や郡行政区の数と夫々の特徴、及び自治体政府連合体の協定などに従って、青少年擁護局の運営を自治体行政区や郡行政区に分権化することもできる。青少年擁護局の権限や任務は、下記の通りである。

- ① 青少年や児童の肉体的健康や精神衛生に益する予防活動を促進する。
- ② 青少年や児童のリクリエーション、娯楽、保護や救援を行う公共施設を設置し維持するための活動を展開する。
- ③ 青少年や児童の権利を侵す違法行為や犯罪行為を所轄当局者に訴えると共に、行政的及び司法的な措置において、弁護発起人として介入して行く。

- ④ 青少年や児童の年齢を考慮した適切な社会保護対策を講じる。
- ⑤ 児童法に定める規定に従い、青少年や児童を適切に待遇、指導、支援及び保護するために、必要な対策を講じる。
- ⑥ 公共又は民間の施設に収容されている青少年や児童の現状を知り、場合によっては、彼等の権利を保護するために、必要な行政活動を促す。
- ⑦ 青少年や児童が危機に晒される状態を避けるために、家族指導を行う。
- ⑧ 青少年や児童に益する対策プログラムを導入する。
- ⑨ 青少年や児童が集う、作業する又は住んでいる施設や場所を監督する。
- ⑩ 青少年や児童の権利の普及を促す。
- ⑪ 親子関係の認知や家族扶養の責任に関する合意を促し、所轄当局者の承認や批准を受ける。
- ⑫ 管轄域内の青少年や児童に対する法的措置が司法当局者によって手配されている間は、彼等の財産や利益を守る。
- ⑬ 肉体又は精神的な依存性が強い酒類、薬物その他を未成年者に不法に販売することは禁じられているが、この禁止事項の遵守を監督する。
- ⑭ 青少年や児童の肉体の健康や精神衛生を守る規定に違反している公衆施設、飲酒施設（バー）、娯楽施設、公衆催し物、作業現場及びその他の施設や催しを、自治体政府の規定に従って行政的に処罰する。
- ⑮ 青少年や児童に、自己の権利を防衛する自覚を喚起する。
- ⑯ 青少年擁護局の権限を行使するための出頭命令書や通達書を発行する。
- ⑰ 法的には青少年擁護局には権限がない、又は青少年擁護局の管理範囲ではない事柄や事件を司法当局者に移管する。

自治体政府は、上述した①、②、③、⑦、⑧、⑩及び⑪の権限や任務を、青少年問題について十分な経験を持つスタッフや施設を備え、且つ利益追及が目的ではない福祉団体に委託することもできるが、その場合は、福祉団体と明確な協定を結んだ上で、市議会の承認を得なければならない。

全ての国民は、青少年や児童に対する虐待、暴行や脅迫、又は青少年や児童の権利拒否などの行為を、個人又は団体で、域内の青少年擁護局又は検察庁に訴え出なければならない。

Ⅲ-2-3 保健・教育部門に関する業務

Ⅲ-2-3-1 保健サービス業務

大衆参加法は、中央政府が管理していた2次・3次医療施設、地域総合病院、地区保健センターや保健所を、施設が所在する地方の自治体政府に夫々移管したが、施設の運営に関わる負担は、中央政府と自治体政府の間で、下記の如く分けられている。

中央政府の負担

中央政府は、国庫を通じて下記の経費を賄う。

- ① 国の保健政策を実施する責任者である医療施設の医局員、管理職員や専門技術者の報酬。 医者、生物化学技術者（試験専門家と薬剤師）、歯科医、正看護婦、准看護婦、栄養士、ソーシャル・ワーカー、X線技士、検査技士、理学療法士、聴覚検査員、視覚検査員がこれに該当する。 自治体政府に移管された権限を行使する、又は管理する職員の報酬は含まれないことより、自治体政府が負担しなければならない。
- ② 保健・年金省の国家保健プログラムの感染症対策の優先度に従って、自治体政府との間に結ばれた、特定の協定にもとづく協調資金の調達。
- ③ 保健部門に従事する人的資源の研修費。

自治体政府の負担

- A. 自治体政府は、大衆参加資金、自己収入金と医療・保健施設の営業収入金で、下記の経費を賄う。
 - ① 薬品の補給。
 - ② 医療消費材の補給。
 - ③ 医療・保健施設の医療器材や自動車の維持管理と保守。
 - ④ 医療・保健施設の光熱費、上水道料金、下水道料金、電話料金及び清掃費などの基本サービス料金。
 - ⑤ 医療・保健施設の維持管理。
 - ⑥ 医療・保健施設の建設と器材装備。

- ⑦ 国家保健プログラムに対する現地負担金。
- ⑧ 文房具。
- ⑨ 医療・保健部門に従事する自治体職員の訓練。
- ⑩ 国の特定プログラムに対して、国庫が割り当てる職員以外に、必要な追加人事の人件費。

B. 更に、自治体政府は、現場の実情に合わせて国家感染症対策プログラムを実施するために、大衆参加資金の中から、施設を整備する予算を割り当てる。

上述したA.とB.の負担金は、中央政府が各地方自治体に割り当てる大衆参加資金の85%を占める投資用資金の中から賄うこともできる。自治体政府の自己収入金、又は医療・保健施設の営業収入金は、Directorios Locales de salud（自治体保健委員会）が確認した必要性を念頭に置いて、自治体政府が管理するが、その資金は、各医療・保健施設の人事に対して国庫が負担する人件費以外に、施設の管理部門やサービス部門に自治体政府が必要とする追加職員の人件費に割り当てることができる。自治体政府が備上する医療保健施設の追加職員は、自治体保健委員会の要請にもとづいていなければならない。因みに、政令第24237号で制定されたDirectorios Locales de Salud（自治体保健委員会）は、その後、現政権が発令した政令第25233号で Consejo Municipal de Salud（自治体保健委員会）に改称された。自治体保健委員会の権限や任務については、II-3-1-1項 3.“地方自治体保健委員会”（142ページ）を参照乞う。

自治体政府は、保健センターの器材整備を責任をもって行わなければならないが、保健・年金省は、中央政府が国内外から調達する資金をもって、自治体政府の器材設備費用を協調融資することができる。更に、保健・年金省は、自治体政府が行う外科医療器材の購入や維持管理について、技術指導を行う。

III-2-3-2 教育サービス業務

III-2-3-2-1 自治体教育委員会

地方自治体域内の正規教育と非正規教育の提供に関して、自治体政府と連帯責任を取る組織として、委員会を主宰する市長又はその代表者、県庁の代表者である教育管区長及び監視委員会の代表者で構成され、次の権限や責務を有する Directorios Locales de Educacion (DILE:自治体教育委員会)が編成されている。

- ① 教育施設の維持管理、基本サービス、及び正規教育と非正規教育を提供するための教材購入などに関する予算を自治体政府に提案する。
- ② 域内住民の教育需要に対応するために、十分な数の教員を派遣するよう、県庁の教育当局者に要請する。
- ③ 域内に於ける教育業務の実施を監督し評価する。
- ④ 社会開発を行っている民間団体、宗教団体、社会財団や非政府機関などが正規教育や非正規教育のサービスを提供するように提案し、それらの団体と協定を結ぶ。
- ⑤ 教育当局者の任務継続又は交替に関する要請を受け、その手続きを行う。
- ⑥ 一校教育委員会や複数校教育委員会が解決できなかった紛争を取り上げ、その解決を促す。
- ⑦ 委員会の運営規則を作成し、承認する。

複数の学校を1つの単位にまとめた Nucleo Escolar（教育区）には、教育プロセスを援護する図書室や教材を備えた Centro de Recursos Pedagogicos（教育資源センター）が設置されていなければならない。教育・文化・スポーツ省は、教育資源センターの機材や教材の購入や補給を自治体政府と協調して調達し、教育施設や機材装備の一環として自治体政府に移管しているが、自治体政府は、教育資源センターの設置や管理について、下記の責任を取らなければならない。

- a) 複数校教育区の中核地に教育資源センターを建設し且つ運営するために、十分に適切なスペースを確保する。
- b) 教育資源センターを運営する。
- c) 教育資源センターの教材や機材の維持管理と更新を行う。

更に、教育管区長の事務所を設置することについて、県庁と特定の協定が結ばれた場合、自治体政府は、管下の施設の一部に、十分なスペースを持つ教育管区長事務所を設置しなければならない。

Ⅲ-2-3-2-2 教育部門に於ける大衆参加組織

教育改革法第1565号は、①国民男女や地域基礎組織の要請に応じて、教育の品質や能率を改善し、全国民に教育を受ける機会を与える、②社会管理機構を用いて、教育管理の能率を改善し、汚職を無くして、教育システムを最良化する、③教育業界

意見を聞き、合意を促す、及び④被教育者（学生）が持っている必要性を取り入れた教育を行うことを目的にした教育部門の大衆参加組織として、各地方自治体に、以下の概要の Juntas Escolares（一校教育委員会）と Juntas de Nucleo（教育区委員会）を設営するよう、定めている。

- ① 教育業務の品質を常に評価する。
- ② 教育に対する地域共同体の期待や要請にもとづいた学習分野や教育科目を提案し、全国的に統一された教育システムを、地域のニーズに合わせて補完する教育開発を目指す。
- ③ 域内の教育業務が良好に展開されるように、教育規定の履行を監督すると共に、現地の特徴に応じた補足的な規定を提案する。
- ④ 現地の教育当局者や教員に協力し、教育年度計画や予算計画の作成に参加すると共に、これらの計画が実行されるように監視する。
- ⑤ 校長、教員及び事務員の出勤や勤務状態を監督する。
- ⑥ 教育施設や教育資源センターの良好な維持管理と利用を監督する。
- ⑦ 教育施設が受ける資金、特に国が割り当てる資金の管理や使用を監督する。
- ⑧ 年間の教育活動とその成果、年度末決算書、家具類や教材の管理目録に関して、校長が毎年提出する報告書を評価する。委員会が報告書に不満又は否認を決定した場合は、校長の上司がその原因を調査し、場合によっては、校長を行政処罰に処する。報告書が承認された場合は、教育当局者と教育委員会の間で承認の署名が取り交わされる。校長や教員に対する勤務評価の結果は、校長や教員の勤務継続、転勤又は交替を意味する。
- ⑨ 域内で教育業務を提供する組織や機関と、教育当局者の間で取り交わされる合意事項を承認又は却下する。
- ⑩ 校内教育活動や校外教育活動の実施を支援する。
- ⑪ 学校や教育資源センターなどの教育施設、機材や教材を整備するための資金導入について、地域基礎組織とその管下の団体や監視委員会を通じて、自治体政府に要請する。
- ⑫ 委員会の任務を良好に達成するために、教育当局者、教員、教育指導員など対して、必要な協力や情報の提供を要請する。
- ⑬ 地域の社会文化的な特徴、習慣やニーズに従った内部規定を定めると共に、上級の大衆参加組織に派遣する代表者を任命する。
- ⑭ 校長や教員が重大な過失に陥った場合は、行政処罰に処するよう、上級の教育当局者に要請する。

Juntas Escolares (一校教育委員会)

一校教育委員会は、一つの学校施設に於ける大衆参加組織であり、地域基礎組織と父兄会で編成されているが、委員会の編成や委員とその役割などは、地域の社会・文化の特徴、習慣やニーズに従って、地域基礎組織の総会で決定される。委員の任期は一定的ではなく、地域基礎組織は、定期的又は不定期的に、委員の留任又は交替を決めることができるが、委員会の更新や委員の交替は、自治体の教育区委員会に通知しなければならない。一校教育委員会は、上述した共通的な権限や責務の他に、下記の特定的な権限を有する。

- a) 勤務状態が優秀な教員を、教育区の優秀教員候補として、教育区委員会に推薦する。
- b) 地域基礎組織が各校に割り当てる特別負担金を管理する。

Juntas de Nucleo (教育区委員会)

教育区委員会は、複数の学校で構成された教育区を担当する大衆参加組織であり、一校教育委員会から派遣された代表者で編成されている。前述した共通的な権限や任務の他に、下記の特定的な権限を有する。

- a) 教育当局者が優又は良の評価を付けて表彰するように、一校教育委員会が推薦した優秀教員候補を夫々評価した上で、教育区の優秀教員を選出する。
- b) 教育区に派遣されている教育指導員の活動を常に監督すると共に、教育指導員、教育資源センター所長や各校長の勤務状態を、各学年度末に評価する。
- c) 教育管区長と合意した上で、教員の過失や処罰を審議する委員会のメンバーを任命する。
- d) 一校教育委員会が解決できなかった問題や紛争を解決する。

III-2-3-3 スポーツ活動

自治体政府は、住民の育成、リクリエーション又は競技を奨励することを目的にした Asociaciones Municipales Deportivas (地方自治体スポーツ協会) を編成するように、心掛けねばならない。前述した III-2-2-2 項：“自治体政府の権限の拡大”

の⑧節に述べた『スポーツの大衆化と競争力の向上を目指したスポーツ活動を奨励し促進する』権限には、a) 社会的なスポーツ施設と運動用具の目録を作成する、b) スポーツ分野に関する社会ニーズを把握する、c) 学生のスポーツ大会を組織し、資金的に援助する、d) 娯楽的なスポーツの実践を組織し、資金的に援助する、及び e) 様々なスポーツ競技大会の開催を促すなどの責任が、自治体政府に付帯されている。

Ⅲ-2-4 市民社会の組織団体

社会開発を目的にした非政府機関、民間組織や財団が地方自治体域内で工事やサービス業務を行う場合は、自治体政府又は監視委員会の提案に従って、自治体政府と協定や契約を結ばなければならない。これら市民社会の組織団体の活動は、Plan de Desarrollo Municipal（地方自治体開発プラン）や Plan Anual Operativo（年度業務計画書）の内容と一致したものでなければならず、結ばれる協定や契約には、工事やサービス業務の目的、期待される成果、実施機関や投入資金が明示されていないといけない。政府が国内外から導入する公けの協力資金を用いて、市民社会の組織団体が工事やサービス業務を行う場合、自治体政府は、その組織団体が約束している資金と自治体政府が負担する現地分担金を、予算に組み込まなければならない。

監視委員会から提案された協定や契約の締結を市長が拒む場合、監視委員会は、その行為を市議会に訴えることができる。市議会は、監視委員会の訴えを審議し、妥当な場合は、決議書をもって、市長に協定や契約の締結を指示する。自治体政府と協定や契約を結ぶ非政府機関は、大蔵省の Registro Unico Nacional de Organizaciones No Gubernamentales（非政府機関国家登録）に登録し、登録証明書のコピーに原本証明を付けて、自治体政府に提出しなければならない。

市議会は、自治体政府、先住民共同体、農村共同体や隣人会などに被益する活動を展開している非政府機関の計画や業務の目的や成果の達成度を確認し、その達成度を決議書をもって証明しなければならない。一方、戦略的開発・大衆参加次官室は、非政府機関と自治体政府又は自治体域内の共同体の間に結ばれた協定や契約に示されている目的や成果の達成度に関する証明書を、大蔵省に提出しなければならないことより、自治体政府は、その一環として、決議書のコピーを県庁と戦略的開発・大衆参加次官室に送付する。決議書のコピーが送付されてこない場合、戦略

的・大衆参加次官室は、非政府機関の計画や業務の目的や成果は自治体政府が満足する形で達成されたものと、理解することになる。

Ⅲ-2-5 大衆参加資金（共同参加配分金）

Ⅲ-2-5-1 国家収入金の分類

憲法第 146条は、国家収入金について下記の如く定めている。

- ① 国の収入は、全国（国家）収入金、県収入金及び自治体収入金に分類され、これらの収入金は、中央政府、県庁及び自治体政府の夫々の予算計画に従い、且つ Plan General de Desarrollo Economico y Social de la Republica（国家社会経済開発総合プラン）に合わせて夫々の財務当局（国庫、県財務局、自治体政府財務局）が独自に投資する。
- ② 国家収入、県収入及び自治体政府収入は、法律で分類される。
- ③ 国庫の管下にある部署で徴収された県収入金、自治体収入金、司法権収入金及び公立大学収入金は、国庫に集中されるものではない。
- ④ 中央政府は、全ての公共機関が作成し提出する予算案の作成基準を定める。

上記の②を満たすために、大衆参加法は、国の収入を下記のように分類している。

A. 国家収入金

- 1) 付加価値税（IVA）。
- 2) 付加価値補足税制（RC-IVA）。
- 3) 企業収入税（IRPE）。
- 4) 取引税（IT）。
- 5) 特別消費税（ICE）。
- 6) 石油・天然ガス派生品特定税（IEHD）
- 7) 確定通関税（GAC）。
- 8) 財産相続税（TGB）
- 9) 出国税（ISAE）

B. 県収入金

- 1) 法律に定める地方還元税。
（地方還元税とは、石油・天然ガス、鉱物資源、木材や森林資源に対して徴収する税金を、その開発が行われている県に、一部還元する税収資金である）。

C. 自治体政府収入金（地方自治体税）

- C. 1. 財産所有税
- 1) 農村土地（不動産）所有税（IRPPB）。
 - 2) 都市不動産税（IRPPB）。
 - 3) 自動車所有税。
 - 4) 不動産・自動車名義変更税
- C. 2. 憲法に従い、自治体政府の条例で設定された税金や営業許可料金。

この内、C. 自治体政府収入金は、自治体政府の独占的な支配下にある。自治体政府は、中央政府が規定した税制に関する技術的な基準や手順に従って、税金や料金を徴収し、投資しなければならない。尚、農村共同体と先住民共同体の共有地、及び小農地や零細農地は、農村土地（不動産）所有税（IRPPB）の支払いを免れている。尚、上記の各税金に関しては、第4部：財政システム、1. 税制の項で詳しく述べることにする。

III-2-5-2 Coparticipación Tributaria (税収の共同参加配分金)

大衆参加資金とも呼ばれる税収の共同参加配分金は、自治体政府や公立大学が諸法に定める権限を行使して大衆参加プロセスの目的を達成する為に、国家収入金を自治体政府や公立大学に譲渡するものであり、前項に述べた国家収入金の実質 20%相当の金額を全ての自治体政府に、5%を全公立大学に夫々仕向けることになっており、受益する地方自治体域内の人口と公立大学が所在する県内の人口に合わせて、夫々の自治体政府と公立大学に配分される。具体的には、各自治体政府への配分金は、各地方自治体の人口を全国民数で割り、それに国家収入金の 20%相当の金額を掛けて算定される一方、各公立大学への配分金は、県の人口を全国民数で割り、それに 5%相当の金額を掛けて算定される。

各県や各地方自治体の人口に関する統計は、1992年に実施された人口住宅国勢調査にもとづいている。その後の人口統計は、国立統計局がほぼ10年おきに行うことになっている国勢調査と、国勢調査の 5年後に実地される中間人口統計調査より得られる。最後の中間人口統計調査は1996年に行われており、次回の国勢調査は、2001年に行われる予定である。

共同参加配分金の支払い方法は、人口 5,000人以上を有する地方自治体政府には、銀行に開設されている大衆参加口座に、国庫から自動的に払い込まれる。このた

めに、自治体政府は、所在地の銀行に大衆参加口座を開設し、口座番号を国庫に通知しなければならない。人口 5,000人を満たさない地方自治体政府は、他の自治体政府と連合体を編成した上で、大衆参加口座を開設しなければならない。連合体を組まなければならない場合、国庫は、下記の条件を満たした連合体の大衆参加口座に資金を払い込んで行く。

- ① 連合体を組む各地方自治体の市議会から承認されている連合体結成協定書。
- ② 連合体の大衆参加口座の開設と口座番号の通知。
- ③ 連合体の Plan Anual Operativo（年度業務計画書）と予算計画書。

連合体の大衆参加口座に積み立てられる共同参加資金は、連合体を構成する各地方自治体の市議会が承認した連合体予算計画書に記載されている計画やプログラムに仕向けなければならない。

共同参加配分金は、大蔵省が設定している振替送金管理システムの処理手順に従って、自治体政府の大衆参加口座に毎日自動的に振り込まれて行くが、石油・天然ガス派生品特定税（IEHD）に由来する共同参加配分金は、国家財政の貸借勘定の精算や調整が行われた日に振り込まれる。尚、共同参加配分金の振替送金にかかる銀行手数料は、共同参加配分金から差し引かれる。

大衆参加口座に振り込まれた共同参加配分金を、自治体政府が使用する条件として、①憲法第 146条 I 節に従って作成された各々の Plan Operativo Anual（POA: 年度業務計画）に合致する予算計画書を作成しなければならない、②憲法第 152条に従って、前年度の実施予算に関する勘定精算を行わなければならない、③大衆参加プロセスの資金である共同参加配分金は、少なくともその 85%を公共投資に仕向けなければならない、④共同参加配分金の 15%までを予算項目 10000、20000、30000 の一般経費に仕向けることができる、⑤大衆参加法第1551号で譲渡された権限や責務を遂行するための経費は、人件費を除いて、投資費用と見なすことができる旨が定められている。因みに、憲法第 146条は、本項の冒頭に述べた通りであり、第 152 条は、『自治機関や独立採算企業は、その収支勘定報告書を毎年国会に提出しなければならない。収支勘定報告書には、会計検査院の監査報告書を添付しなければならない』旨を定めている。